

第1日目（6月5日）

○議 長(黒滝松男君) おはようございます。傍聴の方、大変ご苦労さまでございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまから平成29年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席、腰越議員から葬儀のため午後3時早退の届け出が出ておりますので報告をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号22番・牧野晶君及び議席番号23番・阿部久夫君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る5月26日の議会運営委員会において協議をしていただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日6月5日から6月16日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月5日から6月16日までの12日間と決定をいたしました。

○議 長 表彰伝達式のため、暫時休憩をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

[午前9時32分]

○議 長 この表彰は全国市議会議長会表彰規定に基づき、表彰を受けるものであります。表彰者の指名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長 それでは、被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けた者、市議会議員在職20年以上表彰、阿部俊夫。市議会議員在職15年以上表彰、若井達男。まことにおめでとうございます。以上、2名の方が表彰を受けられましたのでご報告申し上げます。それでは議長、お願ひいたします。

○議 長 表彰状、南魚沼市 阿部俊夫殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、この功績は特に著しいものがありますので、第93回定期総会にあたり本会、表彰規定によって特別表彰をいたします。平成29年5月24日、全国市議会議長会会長 山田一仁、代読。おめでとうございます。

[拍手]

○議長 表彰状、南魚沼市 若井達男殿。あなたは市議会議員として 15 年、市政の振興に努められ、この功績は著しいものがありますので、第 93 回定期総会にあたり本会、表彰規定により表彰いたします。平成 29 年 5 月 24 日、全国市議会議長会会長 山田一仁、代読。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長 おめでとうございます。改めて皆様の拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

ありがとうございました。

○議長 長 ここで、市長から祝辞をお願いいたします。

〔拍手〕

○市長 皆さん、おはようございます。このたびは大変、私にとりましても大先輩に当たります、阿部俊夫議員そして若井達男議員のそれぞれお二方の受賞、まことにおめでとうございます。本当に他に範となる大変立派なご功績だと思います。これからも引き続きまして、市政全般、また市民の先頭に立っていただきまして、鋭意またご活動いただきたいと思っております。本日は大変おめでとうございます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長 長 それでは、被表彰者より謝辞をお願いいたします。まず、最初に阿部俊夫君、ご登壇をお願いします。

○阿部俊夫君 皆さん、おはようございます。貴重な時間をこうやって表彰式ということで、大変ありがとうございました。私が初めて、ここは六日町のときからの議場ですので、この議場にお邪魔をしたのは昭和 60 年の 4 月でした。最初のその昭和 60 年の 4 月の選挙直後に、佐藤春善さんという城内の議員がおられたんですけど、突然、行方不明となって、結局自殺をして遺体で発見をされたわけでありまして。直後に次点であった丸山庚一さんが議席について議会がスタートしたわけですけども。

当時は国も自治体も本当に何と申しますかバブルの時代、あらゆる公共事業が盛んでした。新幹線、高速道路、あるいは今、我々が引きずっている水道事業こういったものも、みんな当時始まったわけでありまして。国も地方もそういったことで非常に活気のある時代だったわけですけども、そういった点では、本当に今と雲泥の差だったとそんな気がいたします。

国も今は非常に厳しい中です。我々もあのころの議会というのは、町長の単なる諮問機関、あるいはチェック機関、その程度だったわけですけども、2000 年に地方分権一括法というのが施行されてから様変わりをしております。議会の権限というのは非常に拡大をしたわけですけども、これはやはり党派、会派がきちんと政策議論をした中で、執行部との両輪の役目を果たす、こういったことがいま求められておると、こんなふうに感じます。

国も景気対策あるいはいろいろな福祉の面での予算拡大の中で、税収不足は否めない、そうした中で、税収不足、景気対策そういったものを、国債の発行ということですずっとやっておる。また、我々が頼りとする交付税、国税五税も、40 兆円にも上る赤字になるというよう

なことで、大変な時代ですのでそういった点では、大変厳しい時代がきたなとそういうふうに思います。

私は毎年、憲法の会というのに行っているのですが、この間も行ってきました。中曽根康弘さん、元総理が三、四年前に部屋でご一緒させていただいたとき、「阿部君、僕は良き時代を生かされたよ」という話をされました。そういったことが今、つくづくと自分でも良き時代を生きたなとこういう気がいたします。

本当に厳しい時代ではありますけれども、これからやはり若い皆さんからは大いに勉強していただいて、これから頑張ってもらいたい、こう思います。私も20年表彰ということですが、大勢の皆さんからご支援をいただきながら、お世話になりながらの表彰だと心から感謝をしながらお礼の挨拶とさせていただきます。貴重な時間を本当にどうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 ありがとうございました。続きまして若井達男君、ご登壇をお願いします。

○若井達男君 おはようございます。今から5年前、この壇上にて10年表彰ということでいただきまして謝辞を述べさせていただきました。「長きをもって貴しとせず」ということを言わせていただきましたが、長かったか短かったか、まだ私にとってはその過程であると、そんなふうに申し上げてきたわけです。それから5年というものが経過したわけですが、まさにあっという間でした。長いとは決して言えない。もう5年たったかという、そんな心境でございます。

そして、今ここで15年表彰ということで、全国議長会から表彰をいただいたわけですが、この5年間、そして15年というものを振り返ってみたときに、古きをたずねて新しきを知るということは、私自身、温故知新ですか、そういったことでやってきたわけです。今、この時点に至って、私はやはり古きをたずねるでなく、古きは字のごとく温めて、古きを温めて新しきを知る、これをもって師となるべしということわざがもとでございしますが、まさに今のこの心境はそんな心境になりました。これはやはりひとつ年月のせいだというふうに思うところでございますが、ひとつこれからもまさに古きを温めて、新しきを知る。これが私の師だというそんな気持ちをもって、これからの市政に向かっていきたいと思っております。

今日ここに至るまでは、本当に同僚議員、先輩議員また後輩議員そういった皆さん方からの大勢のご協力それそのものものだと思っております。本日は大変ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 ありがとうございました。なお、ただいま表彰を受けられましたお二方におかれましては、去る4月20日の北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられましたので、この場をお借りしましてご報告申し上げます。

以上で表彰伝達式を終わります。片付け、被表彰者写真撮影のため休憩といたします。再

開は10時ちょうどといたします。

[午前9時43分]

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時00分]

○議長 長 なお、新潟日报社から写真撮影、録音の願いが出ておりますのでこれを許可します。

ここで、総務部長から発言を求められておりますのでこれを許可します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重な時間をちょうだいいたしまして大変申しわけありません。平成29年度人事異動による執行部、新部課長等の紹介とあわせて提出案件の訂正等お願いをさせていただきます。

最初に新部長を紹介いたします。前任財政課長で福祉保健部長の米山豊です。

〔「福祉保健部長・米山です。よろしく願いいたします」と叫ぶ者あり〕

前任都市計画課長で建設部長の高橋正晴です。

〔「建設部長の高橋でございます。よろしく願いいたします」と叫ぶ者あり〕

前任会計管理者で教育部長の平賀重朗です。

〔「教育部長の平賀重朗です。よろしく願いいたします」と叫ぶ者あり〕

前任水道課長で会計管理者の星野覚雄です。

〔「会計管理者の星野です。よろしく願いいたします」と叫ぶ者あり〕

課長級では本日、議場に入場していない課長もおりますが、紹介だけさせていただきます。

新しい課では、U&Iときめき課長・立川一成、生涯スポーツ課長・長谷川 誠。

その他、財政課長・平賀慎一郎、

〔「財政課長の平賀です。よろしく願いいたします」と叫ぶ者あり〕

大和市民センター長・上村忠雄、農林課長・金井進、商工観光課長・腰越勝利、都市計画課長・関伸一、水道課長・内藤潔、子ども若者育成支援センター長・阿部正敏、家畜指導診療所長・田中祐治、大和分署長・笛田道夫、以上でございます。以上、よろしく願いをいたします。

続いて提出案件の訂正、差し替え、追加等お願いを申し上げます。最初に正誤表による所信表明資料等の訂正であります。8ページ、12行目中ほどの段落の手前でございます。前年度純繰越金に9,999万円を計上とありますが、4,499万円に訂正をお願いいたします。確定前に仮置きをした数字の訂正漏れでございます。

同じページ、最後の表、むすびであります。一番上の段、今議会の提出案件と一番下、内訳のその他の件数をそれぞれ1減に訂正をするものであります。最終的に提出予定の案件数を記載してしまったものでございます。

次に裏になりますが、第46号議案 平成29年度南魚沼市一般会計補正予算（第1号）、14ページ、15ページ、歳入の事項別明細書でございます。20款市債であります。2段目の10

目教育債とありますが、「10目」を「9目」に。同じ並びの15ページになります「2節」小学校債を「1節」に訂正をお願い申し上げます。空き番を確認しないで飛ばしてしまったのであります。

最後であります、第53号議案 工事請負契約書の締結について（塩沢・中統合保育園新築（建築）工事）においてでございます。添付しました議案資料の図面関係において、立面図を追加するものであります。

済みません。最後に丸正の差しかえを1件お願いいたします。第12号報告 予算繰越報告書につきまして、病院事業会計であります。別紙、繰越計算書において支払義務発生額の前払金の扱いに間違いがあったため、丸正とさせて差しかえをお願いするものであります。

以上、大変申しわけありませんでした。さらに気を引き締めて努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。先ほどは議員時代からの大先輩であります阿部議員そして若井議員、大変おめでとうございました。その後のスピーチを拝聴しまして大変、示唆に富む、私たち世代にも、本当に一生懸命取り組まなければならない、そういう気持ちにさせていただくようなすばらしい内容でありました。まさに温故知新、古きを温め、新しきを知る。そういう姿勢をもって市政に励んでまいりたいと思っております。大変おめでとうございました。

それでは、平成29年6月議会定例会の開会にあたりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意をあらわしますとともに感謝を申し上げたいと思います。

ここで、3月議会定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

第1に保健・医療・福祉についてであります。平成29年度国民健康保険特別会計につきましては、平成28年度の決算見込みを精査した結果、形式収支で6,700万円ほどの次年度繰越金を生じる見込みであります。しかし、一般会計からの法定外繰入金1億3,000万円があった上での黒字でありまして、実質の単年度収支は大幅な赤字となります。市民病院及び基幹病院の本格稼働、これと高齢者の増加により、受診者総数及び1人当たりの給付費が大幅に増加しております。

また、平成29年度の保険税率につきましては、前年の所得額に基づき仮算定を行ったところ、税収が当初予算額を1,600万円ほど上回る結果となりました。現役世代の被保険者数の減少と高齢化による給付費の上昇が予想される厳しい状況ではありますが、これらを総合的に判断して、平成29年度については税率改定を行わず、現行税率に据え置くことといたしました。想定以上に給付費が伸びた場合は繰上充用での対応も考えており、この旨、5月18日に

開催をさせていただきました、国民健康保険運営協議会に諮問をし、了承をいただいたところでございます。

母子保健事業につきましては、発達障がい等が疑われる児童・生徒に対して、専門医による見立てや、医療的な助言指導を受ける「児童・生徒発達相談事業」を大和庁舎で実施しております。今年度から始めた事業でありまして、年4回の開催を予定しております。歯科保健対策事業につきましては、今年度から全中学校の全学年で、フッ化物洗口を6月から順次開始いたします。

病院事業では、入院、外来の患者数はともに順調に推移しており、繰越事業となっております市民病院の駐車場整備につきましては、工事が完成したエリアから供用を開始し、早急に完了すべく取り組んでおります。

また、ゆきぐに大和病院に係る医師の宿日直手当これにつきまして、再編後の実態を考慮して見直しを行うこととしました。今定例会に給与条例の一部改正案を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

子育て支援につきまして、4月から私立南魚沼どろんこ保育園が定員75人の認定こども園として開園いたしました。また、塩沢・中保育園の統合保育園は、中保育園の敷地内に定員150人規模で新築し、平成30年4月に開園する予定であります。今定例会に工事請負契約の議案を提出しておりますのでよろしくお願いいたします。

幼児教育の段階的無償化に向けた今年度の取り組みとして、市民税非課税世帯の第2子無償化と低所得世帯、これは年収約360万円未満相当の世帯のことであります。このひとり親世帯等を対象として、第1子への軽減措置を拡充することといたしました。当該分のシステム改修を速やかに進めさせていただき、保育料の精算については、改めて対象者に通知をすることといたします。

福祉関係につきましては、地域福祉を総合的に推進するために、第2期南魚沼市地域福祉計画を見直し、平成29年4月から平成34年3月までの5年間を計画期間とする、第3期計画を策定いたしました。市民、関係機関及び行政の協働による地域福祉活動につながるよう取り組んでまいります。

また、消費税の上昇による低所得者の皆様への影響緩和を目的に、1人1万5,000円を支給する臨時福祉給付金（経済対策分）この申請書を、対象者約9,700人に送付いたしました。3月6日から6月6日まで申請を受け付け、4月末の申請率は約80%であります。

介護保険関係につきましては、引き続き第6期介護保険事業計画を推進するとともに、団塊の世代の皆さんが後期高齢者となります2025年度を見据えた第7期計画を策定しています。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、昨年立ち上げた南魚沼市地域包括ケア連絡協議会を中心に、今年度は活動内容や必要性について、医療・介護事業所及び行政が連携をし、市民への周知・啓発に重点を置いて進めてまいります。

次に教育・文化についてであります。平成28年3月に策定した「南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プランⅡ～」に沿って、新たに教育相談指導主事を配置させていた

だき、より充実した相談体制を整えました。学校や関係機関との連絡調整や教育相談に係る研修会の企画、また運営等を行ってまいります。

学区の再編についてであります。五日町小学校・大巻小学校統合協議会が設置をされ、各専門部会による学校統合に向けた協議を開始いたします。また、上田地区小学校学区再編検討会の立ち上げに向けて、保護者、地域等への説明会を開催いたしました。なお、八海中学校は既存校舎の大規模改造工事及び野球場等グラウンド整備工事に着手いたしました。

学びの郷南魚沼プラン実施検討委員会を4月に立ち上げました。今年度はこのプランに沿った具体的な生涯学習プログラムの策定や生涯学習センター設置の検討を行い、平成30年度からの実施に向けた準備を進めてまいります。

4月1日に改修開館式を行いました南魚沼市トレーニングセンターにつきましては、当初の予想をはるかに上回る利用となっております。今後、利用者などの声に配慮をさせていただきながら、施設管理体制を充実させてまいります。ちょっとここに書けなかったのですが、具体的な数字を申し上げたいと思います。利用者数であります。4月では1,823名、5月には――5月末で締めたわけでありますけれども、2,041名、合計で3,864名の利用がありました。登録者数であります。登録者にこの数字が約1,300人ということであります。けが等も出たというような状況もありまして、軽度のけがだったのでありますけれども、これから管理体制等をしっかりやっていかなければならない。そういうことも考慮させていただきたいと思います。

また、スケートボードパークにつきましては、今秋の完成を目指しまして、4月27日に第2期工事を発注させていただき、モンスターパイプにつきましては、8月末の竣工を予定し工事を再開させていただきました。今定例会におきまして、9月以降の指定管理者選定に関する議案を提出させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、モンスターパイプ及びトレーニングセンターのネーミングライツについて、6月1日からパートナー企業の募集を開始させていただいております。

次に、環境共生についてであります。地盤沈下対策事業これにつきましては、今冬の各種観測結果の検証を業者に委託させていただき、専門家からの助言・指導を伺いながら、市の地下水対策委員会等のご意見を参考に、条例改正案を取りまとめております。事前に条例改正案の骨子を議会にお示しした上で、7月には住民説明会及びパブリックコメントを実施し、9月の定例会に地下水の採取に関する条例改正案を提出する予定であります。文言に書いてありませんが、6月30日に銭淵にあります支援センターにおきまして、この説明会といいますかシンポジウムのなそういうことを予定しておりますので、ぜひ、皆様からもご出席を賜りたいと思っております。

新ごみ処理施設の建設候補地についてであります。3月定例会でご報告したとおり、経済性・実現性これらを加味しながら、行政主導で選定を進めております。また、地域計画の策定に必要な燃焼方式の選定等これらについても検討を進めておるところであります。

次に都市基盤についてであります。国土調査事業につきましては、余川・小栗山地区で0.31

平方キロメートルこの現地調査を開始いたしました。また、今後の六日町市街地区域内の事業実施に向けて、予備調査等を予定しております。

国の直轄事業につきましてです。国道 17 号六日町バイパス・浦佐バイパス、国道 253 号八箇峠道路の事業推進に引き続き協力してまいります。また、今年度中に八箇峠道路 6.6 キロメートル区間、八箇インターチェンジ——これはまだ仮称であります、八箇インターチェンジから野田インターチェンジ——こちらも仮称、この供用開始の予定でありまして、工事も佳境に入っている、そういう状況であります。なお、国道 17 号の六日町電線共同溝等の事業が引き続き予定されております。

砂防事業につきまして、水無川水系で「水無川流域砂防堰堤改築」、三国川水系で「三国川中流域土砂災害対策」、高棚川水系で「高棚川砂防堰堤群」、登川水系で「檜倉沢砂防堰堤群」などの事業が予定をされております。

新潟県事業につきましては「県道城内焼野線」、「県道塩沢停車場八竜新田線」、「県道桐沢麓五日町停車場線」などの道路改築工事、また「十二沢川」、「伊田川」などの河川改修事業が予定をされています。

当南魚沼市の道路事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、交通安全、消雪パイプリフレッシュ、橋梁補修、舗装修繕などの事業を予定しており、事業費で 12 億 8,646 万円、国費ベースでは 7 億 3,279 万円で、要望額に対し 77%の予算配分がありました。景気対策の面からも早期発注に努めてまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、5 月 1 日から 5 月末日までが申請期間であります、数値が確定いたしましたので申し上げたいと思います。申請件数は全部で 506 件、事業費は 5 億 8,392 万円、補助金交付見込額が 4,017 万円となりました。当初予算額 2,000 万円のところ、今定例会におきまして 1,500 万円を追加する補正予算案を提出しておりますが、さらに不足する額につきましては早急に予算措置を行い、交付決定を行うよう指示したところであります。

下水道事業につきましてでございます。社会資本整備総合交付金事業として、主に農業集落排水処理区の公共下水道への接続を予定しております。また、防災・安全社会資本整備総合交付金事業として、大和クリーンセンターの長寿命化計画に基づく処理施設の更新及び六日町市街地の浸水対策事業を予定しております。事業費で 5 億 5,000 万円、国費ベースは 2 億 8,000 万円で、要望額に対しまして 84.8%この予算配分がありました。景気対策の面からも早期発注に努めてまいりたいと考えております。なお、平成 28 年末の水洗化率は、前年度から 1.3 ポイント増加しまして 89.4%となりました。更なる水洗化率向上のため、無利子の融資制度を周知させていただくなど、接続の推進に努めてまいります。

次に産業振興についてであります。平成 29 年産米の生産調整につきましては、地域間調整分として福島県などから、前年同量程度の約 4,070 トンを確保できる見込みとなっております。また、平成 30 年度以降の米政策に対応し、需要に応じた米生産に向けた体制整備に、関係機関一体となって取り組んでまいります。今後も魚沼米憲章に基づく生産を推進すると

ともに、区分集荷に基づく区分販売、安全・安心を客観的に担保する農業生産工程管理——GAPといわれるものであります。これらの取り組みなどにより、日本一のブランド米の産地にふさわしい食味・品質の確保と、ブランド力の強化を推進してまいります。

農地中間管理機構を活用しました農地集積についてであります。平成 28 年度は 165 件、100.8 ヘクタールの集積となりました。平成 29 年は 5 月末現在で 92 件、62.4 ヘクタールの申し込みとなっています。農家数・農業就業人口が大幅に減少している状況に対応すべく、今後も地域の担い手への集積化を図り、生産性の向上に取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきまして、市内 12 地区の広域活動組織となって 4 年目となりました。農振農用地の約 96%を対象に活動をしています。各組織の活動も軌道に乗り、地域の期待も大変大きいことから、今後も活動をさらに充実させるために、関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光振興につきましてです。今シーズンのスキー場利用者数は 112 万 3,540 人、前年対比で 2 万 8,300 人、2.58%の増加でございました。異常少雪の影響が大きかった前シーズンよりは増加しましたがけれども、前々シーズンとの比較でいいますと 14 万 4,340 人、11.40%の減少となっており、市内のスキー観光は依然厳しい状況と考えております。

食によるまちおこし事業「南魚沼、本気丼」につきましては、六日町商店街の一部店舗で、大手観光会社のバスツアールートが定期化をするなど、実益につながる動きも活発化しております。補助最終年度となります今年度は、7店舗の新規参加を含む 49 店舗から 55 の丼メニューが参加をしまして、7月中旬から 11 月末まで開催いたします。今、言われております SNS 等を利用した情報拡散や周知拡大に努め、来年度開催される大地の芸術祭との相乗効果を目指して、さらに認知度を高めていきたいというところでございます。

雇用状況につきましては、ハローワーク南魚沼全体の平成 29 年 3 月末の有効求人倍率は、1.71 倍と依然高い状況が続いています。今後は、U I J ターンを含めた若者の就職支援についても調査研究をしながら、関係機関、関係部署と協働させていただき、若者を含めた人材確保に向け、有効な支援ができるよう進めてまいりたいと考えております。

起業・創業支援につきましては、南魚沼市地域産業支援連絡協議会 I C L O V E これにおきまして市内商工会や金融機関と連携をしながら、創業支援セミナーの開催や補助など事業支援を進めております。また、クラウドファンディングを活用し、地域資源を利用した商品開発や販路開拓を求める事業者へ支援をしてまいります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。地方創生関連事業を推進し、「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと・南魚沼市」の実現に向けた体制の整備として、4 月 1 日より総務部地方創生推進室を拡充させていただき、U & I ときめき課といたしました。これまでの地方創生や地域づくりなどの官民連携業務に加え、ふるさと納税の返礼品や空き家バンク制度への取り組みなど、若者の流出抑制や U ターン、I ターンといった移住定住政策について、他の部署と連携しながら力強く進めてまいりたいと思っております。

スポーツ施設の管理運営や生涯スポーツに関連する業務の一層の充実を図るために、教育

委員会に生涯スポーツ課を設置しました。今年度からの5か年を計画期間とする第2次南魚沼市スポーツ推進計画に基づき、スポーツによる健康で豊かな生活の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本庁舎1階の福祉課に公営住宅係を配置することにより、市民の利便性の向上を図りました。本庁舎の総合窓口これとともに今後も行政サービスの充実に努めてまいります。

南魚沼市の地域再生計画「住まう歓びを感じるまち南魚沼」この実現に向けて、市と連携して総合的なまちづくりに取り組む「一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構」を設立し、4月17日に地域再生推進法人として指定いたしました。今後は、生涯活躍のまち形成事業計画を定めて、移住・定住促進事業、起業・創業支援事業、グローバルITパークなど、CCRC関連の幅広い事業をこの法人とともに進めてまいります。また、通称は英訳の頭文字をとりまして、MMDOMUDOUとしたということでございます。

空き家の有効活用による地域の活性化及び移住・定住者の増加を図ることを目的に「南魚沼市空き家バンク制度」を開始いたしました。公益社団法人であります、新潟県宅地建物取引業協会——宅建協会、そして連携協定をこの皆様と締結させていただき、登録物件の増加や物件情報の発信、利用者間の安心・安全な取引の実現に努めてまいりたいと思っております。

6月1日からふるさと納税の返礼品、正確には南魚沼市ふるさと応援寄付金に係る謝礼品であります。この返礼品を贈呈する運用を開始いたしました。現在、48事業者、261品目の登録で調整しており、ふるさと納税として寄付をいただいた市外の方々へ、選択した市内事業所の特産品、製造品等を謝礼品としてお送りすることとなります。当地域を応援し続けていただけるよう、今後とも地域の魅力を発信するため、市内事業者とともに創意工夫を重ねてまいりたいと思っております。

第2次総合計画につきまして、施策の達成目標や指標の数値を検証するとともに、毎年ローリングによる実施計画の見直しを行いながら進めてまいります。また、昨年度策定した公共施設等総合管理計画これと財政計画に沿って、公共施設の総量縮減を図るために、施設ごとの利用状況や維持管理経費等これらを明らかにしまして、施設複合化や配置の見直しに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

魚沼地域定住自立圏構想につきましては、昨年10月に共生ビジョンを策定したことから、今後、関係市町の担当者によるワーキンググループ会議と圏域内の有識者で構成する共生ビジョン懇談会これらを開催し、魚沼市及び湯沢町との連携事業の取り組みに向けた合意形成と具体化を図ってまいります。

南魚沼地域土地開発公社につきましては、昭和47年に当時の南魚4町によって設立され、現在は南魚沼市と湯沢町に事務所を設置し運営してまいりました。これまで、公共事業用地の代行取得、工業団地用地、住宅団地用地等の取得・造成または売却などを行ってまいりましたが、昨年度に長森総合野外運動広場用地を南魚沼市に売却をし、保有土地を全て処分いたしました。土地価格の長期にわたる下落や今後の事業見込みがないことから、一定の役割

を終えたものと考えております。今後の方向性については、南魚沼市事務所審議委員会及び理事会に諮り、公社を解散する方向で合意を得ました。今後、解散及び清算に向けた事務を進め、議会のご判断をいただくことを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、平成28年度決算概要をご報告させていただきます。

水道事業会計につきましては、収益的収支において、総収益21億5,050万円、総費用19億1,258万円で、差し引き2億3,792万円の純利益を見込んでおります。資本的収支では、9億2,223万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

病院事業会計につきましては、収益的収支において総収益52億8,752万円、総費用で57億7,421万円となりまして、差引き4億8,669万円の純損失を見込んでおります。純損失の主な要因としましては、大和病院事業で、再編に伴う建物等の一部解体撤去の実施により資産減耗費が増加をしたこと。また、市民病院事業で開院時に新規購入させていただいた医療機器等の減価償却期間が5年と短く、減価償却費が多額となったことなどがあります。資本的収支では、収入が5億652万円、支出が5億6,895万円となり、6,243万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

今定例会に、一般会計補正予算（第2号）を提案いたしました。歳入歳出予算にそれぞれ2,652万3,000円を追加させていただき、総額を309億6,952万3,000円としたいものであります。

主な内容といたしましては、歳出では、農業振興対策補助事業費に県単補助事業の新規採択を見込み1,440万円を追加いたしました。道路橋りょう維持補修費3,980万円の減、消融雪施設維持管理事業費2,740万円の減、消融雪施設新設改良事業費400万円の減、及び道路新設改良事業費3,150万円の増は、社会資本整備総合交付金の内示によりまして、委託料、工事請負費、補償費等において、それぞれ額の調整を行ったものであります。個人住宅リフォーム事業費では、補正予算編成期間中のこの申請状況を勘案いたしまして、1,500万円を追加いたしました。特定財源がなくなり財源的には厳しい状況ではありますが、市内経済への波及効果を鑑み、対象者全員に交付決定を行えるよう増額をするものであります。なお、さらに不足が生じる際には、先ほども申し上げましたとおり速やかに予算措置をしたいと考えております。小学校大規模改造事業費では、大巻地区統合小学校の設計業務委託料として1,820万円を計上いたしました。

歳入では、道路橋りょう費国庫補助金では社会資本整備総合交付金の内示により6,610万円の減を、農業費県補助金の新規採択により1,440万円の増額をいたしました。なお、以上による歳入歳出の差額調整で、前年度純繰越金に4,499万円を計上をいたしました。

若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと、これを実現するために、まずはふるさと納税を開始し、また、ふるさと南魚沼から、私どもから若者へ呼びかけを行ってまいります。

ふるさと納税の返礼品について若干、補足させていただきます。6月1日から始めたと申し上げました。4日まで行いまして、きょうの朝8時30分現在で、この寄付をされた皆さん、北海道から沖縄まで広がっておりますが、178件、379万9,000円。約380万円この額にきょう朝現在でありました。

さらに、大変大きな課題となっております地下水対策に取り組んでおります。今年度設置をいたしましたU&Iときめき課、生涯スポーツ課などを有効に機能させ、全庁を挙げて新しい取り組みを進めるとともに、地域再生推進法人と協力しながら南魚沼市全体の独自の地方創生の取り組みを一層進めてまいります。市民からご理解とご協力をいただき、議員各位からも格段のご支援をいただきますようお願い申し上げます。私からの所信表明とさせていただきます。

むすびとなりますが、今議会の提出案件、全35件。内訳は条例2件、予算7件、その他26件であります。以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第4号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会でありますけれども、5月26日、委員全員の出席で、6月定例会の議案の説明を執行部から受けました。その他でありますけれども、前回も話しましたが、一般質問の各自の持ち時間30分、往復で1時間ということで、今、議長から10分前には「10分前ですよ」というような合図が行われていまして、大分1時間をオーバーする方は少なくなってきましたが、まだ若干名オーバーする方がいるということです。いろいろ質問科目等は制限できないわけですが、やはりいっぱい質問をすれば答弁も長くなるということもありまして、その辺を議会運営委員会で話し合いました。議員からも一般質問の際には、市長にもわかっている範囲があれば、「市長、わかっているのですこはいいです」ということを言ってもらって、一般質問の中でもしっかり時間を守っていこうというような形で委員の皆さんで話し合われたところです。

もう1点が、今、委員会に議案の付託をしておりますけれども、今後しっかり位置づけとしてどうしていくということでもあります。意見といたしましては、議会運営委員会のほうで、これは本会議でやったほうがいいんじゃないか、また、これは委員会に付託するべきじゃないかというような意見もありましたし、もっと会期の日程をとって、初日を2日目までやれるような形で、一般質問を3日目に提出をしてというような会期の延長をしたらどうかという声もありましたけれども、一番多い声は、以前、行われていました本会議制という声は委員の中では多かったのかなと思っております。以上で議会運営委員会の報告を終わりにします。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 社会厚生委員長・腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生員会報告を行います。今回、2項目あります。1項目は4月19日行った管内調査、そして2つ目は4月25、26日と富山県に出向いて行いました管外調査の2つでございます。

ではまず、初めに管内調査のほうから報告をいたします。お手元の資料に書いてあるような4項目の調査項目、そして、執行部から地域福祉計画についてということで、若干の説明がありました。期日は先ほど申し上げましたように4月19日水曜日、委員の出席状況は8名全員であります。議長からも出席をいただきました。執行部からはごらんのような出席のメンバーで説明をしていただきました。

まず1番、新公立病院改革プランについて。お手元の資料の2ページからいきたいと思います。概略の説明をさせていただきます。このプランは総務省が平成28年度中に全ての公立病院に策定を義務づけているもので、対象期間は平成29年度から平成32年度までの4年間である。病院の果たすべき役割これは、急性期病院や近隣開業医と機能や役割を分担しながら回復期の入院機能を担うことで、地域全体で1つの病院として機能するよう医療連携を行っていくというような内容である。

また、経営におきましては、一時借入金の解消を優先的に図っていくという目的をもった計画でもある。そして、公立病院の役割として地域に必要な医療を提供していくその際に、経常収益に対して経常費用が上回る部分は、一般会計繰入金により収支の均衡を図ることで考えている。目標達成に向けた具体的な取り組みでは、常に経営効率向上の努力が必要であるが、経費の削減抑制対策と収入の増加確保対策を重点に進めていくという内容になっているとの説明であります。

また、市民病院の改革プランについては、説明文、中ほどですけれども、経営においては資本的収支を含めると医療機器等の減価償却分が重くのしかかってくるので、今後5年間は非常に苦しい状況であるということが強調されております。

この新公立病院改革プランについて質疑がございました。ここに書かれている内容が主なものになりますけれども、3点ここで述べてみたいと思います。経費削減について説明を求める。答弁としていずれもプラン2ページ(2)③で経費削減・抑制対策を記載している。人件費については、今は人材を確保し、より充実させていく時期だと考えている。日常的な経費削減に一貫して取り組んでおり、具体的に何かをなくす、廃止するものではない。医療においては、新機器・新製品などを必要に応じて導入し、充実した診療体制で安全・安心を守っていくというような内容でございます。

それから、1つおきまして、当初予算に比べ一般会計からの繰入金額が多いようだが、年

度途中の増額を見込んだものになっているのか。これに対して答弁は、不採算地区病院の運営に要する経費について、当地区は不採算地区病院ということになる、そういうことであります。赤字となる部分を全て繰入基準とするよう県の指導を受けた。予算編成時と改革プラン策定時における繰入金のお考え方が異なっているため、繰入金額が大分違うものになっているということでもあります。

そして、次の在宅医療や診療科の維持など、全てを公立病院でやろうとすれば、一般会計からの多額な繰り入れがなければやっていけないのではないかと。これに対して、改革プランは財政課も了解している。市民病院には一定程度の需要がある診療科を置く必要がある。このため、経営的には負担になるかもしれないが、公立病院としての責務であると考えている。以上が答弁になります。

2番目、新ごみ処理施設建設の進捗について。4ページをごらんください。説明文これ全部お読みになっていただければおわかりになると思いますが、これまでのそうした経過を踏まえた中で、2市1町で経済性や実現性を加味して検討を進めているということでもあります。以下、不燃ごみの処理については、民間委託も検討している。燃焼方式についても今、検討中であるとの説明、というような説明でございました。

新ごみ処理施設建設の進捗については、質疑と答弁これについては4ページから5ページに記載されておりますけれども、2つ取り上げて報告させていただきます。5ページの2番目、建設予定地のタイムリミットは。平成35年の稼働を目指すが、今年度地域計画を提出して来年度から環境影響調査を行うことになって、平成35年稼働は非常に厳しい状況にある。いつまでに決定しなければならないということよりも、建設予定地を決定する、同意してもらおうことが第一だと考えていると。

そして、次の質問、今現在、2市1町それぞれから建設候補地は上がっているのか。答えとしては、2市1町の作業部会では、二、三か所の候補地を上げ、絞り込みに取りかかっている状況であると。

1つ置きまして、専門家を交えた検討委員会で、処理方式などを検討していくほうが順調に進むと思うがいかがか。これに対しては、さまざまな専門機関が全国にあるが、委員として参画するのか、ある程度まとまった案を検証してもらおう形にするのか、やり方はいろいろあると思う。何らかの形で専門的知識を取り入れ、検討を進めていく考えである。

3番、浄化槽汚泥と生活雑排水汚泥の処理について。執行部説明。廃棄物のうち、可燃ごみや不燃ごみなどの固形物以外の廃棄物として、し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水汚泥等があり、それぞれ発生源や処理方法等が異なる。そのうち、し尿と浄化槽汚泥は平成30年度から現在のし尿等処理施設ではなく、県の六日町処理場で処理することになっている。

以下、6ページ、し尿そして浄化槽汚泥、生活雑排水汚泥、グリストラップ汚泥について説明がございました。この生活雑排水汚泥については、ここに記載されている内容でございますけれども、平成30年以降は市内民間業者が建設した処理場で処理することになり、収集運搬から処理までの料金は3倍程度になると見込まれる。その影響が大きいこともあり、市

では激変緩和措置を検討しているという説明がありました。

これに対して、委員からの質疑は、激変緩和措置を検討しているというが、現段階における市の考えは、緩和措置に3年をかけ、段階的に料金を上げていく考えであるが、期間等については財政課等と協議中である。また、緩和措置の対象範囲をどこまでにするか、大口である企業も含めるべきかを協議中であり、いずれも結論に至っていない。現行の10リットル当たり28円が、処理料だけ見れば約9倍に上がる。その上昇分に対して何%の助成を行うか、これを根拠にしたいと考えている。関係者とも意見交換を行い、一番軋轢のない、円滑に進められる方法を考えていく。

また、グリストラップ汚泥に対する激変緩和措置は、産業廃棄物の処理に税金を投入することになり、市民の理解を得るためには納得のいく説明が必要ではないか。これに対して答弁は、産業廃棄物の処理に対して激変緩和措置をとったことはなかったもので、グリストラップ汚泥の処理にだけ特例的に行うこととなる。その理由としては、影響が余りにも広範囲にわたること、対象者としては小規模事業者が多く、市の経済そのものに悪影響を及ぼすと考えられるからである。答弁であります。

最後、4項目め。地下水の採取について。執行部説明は、まず、この間の検証実験等の経過が説明されました。節水タイマーの効果について実証実験を行った。これについて、塩沢地区での実験で多少の効果が見られたということであります。それから、地下水位の計測。地下水は互いに連動性があり、同一の地下水は同一に変動すると考えられる。共有財産である地下水の有効利用や保全を図り、節水意識の向上に努めていきたい。結果からそのように考えているということであります。

3番目の市道消雪パイプ検知器の実証実験。説明を見ていただきたいと思うわけですが、このような状況であります。

それから、公共井戸の稼働時間の検証では、平均稼働時間は六日町地域が400時間、塩沢地域は368時間、大和地域は426時間、市内総揚水量は年間約8,594万トンと推計されたということであります。また、降雪検知器であるスノーコンの機種別平均稼働時間を調査したところ、従来型と比較すると間欠運転機能つきのもので6%から7%の節水・節電が可能との結果が得られているとそういう結果になります。

そして今後、条例改正に向け、市政懇談会では地盤沈下の現状や条例改正の必要性などを説明したい。また、7月には住民説明会とパブリックコメントを予定し、規制区域や揚水設備の基準、間欠運転機能付きの降雪検知器設置の義務化などを説明するということあります。改正案の検討・作成については、専門家からの助言や地盤沈下対策研究会と地下水対策委員会の意見などを聞きながら進めていきたい。概略以上が説明になります。詳しくは報告書をお読みください。

これについて、次のような質疑と答弁がありました。報告書には6項目ありますが、そのうち3項目取り上げてみたいと思います。まず、住民説明会は20日間に限定せず、取り組むべきと考えるが。これに対して、基本的には塩沢地域、六日町地域、大和地域の各1か所で

説明会を開催し、各行政区へ説明に行くことは考えていない。各行政区の施設では手狭であり、各庁舎の会議室などで説明したほうが、効率がいいと考えている。また、地盤沈下区域内について要望があれば対応したいが、時間的な問題もあるので、会場や効率性も重視し、検討しているところである。

1つにおいて、旧六日町は地盤沈下を公害と考えて調査を行い、条例を制定した。担当課の認識としてはどうかと。答弁は、公害である。旧六日町では私権を制限する条例制定に踏み切ったわけだが、公害の抑制・防止の前提に立てば当然のことであり、やるべきことをやったものとする。しかし、地盤沈下は抑制できたが、なくなることはない。公共井戸以外の井戸は増やさなかったわけだが、恐らく揚水量は平均的に同じであったと思われる。地盤沈下そのものを止めることは雪国にはできないであろうし、雪国において地下水に頼らずに暮らしていけるのか。公害である地盤沈下の進行は問題だが、その土地に人が住めなくなる。住めなくなる土地の公害をなくすことに何の意味があるのか。そこまで考えれば、地盤沈下はある程度容認せざるを得ないし、規制を緩和しても節水に対してそれだけのことはやるという考えで進めるしかない……（「簡潔に」と叫ぶ者あり）申しわけありません。述べるべきことは述べたいと思っていますので済みません。大変厳しい政治決断であるという点をご理解いただきたい。

公共井戸の集中管理を行って徹底した節水に取り組むなど、総量規制に対する市の本気度を示す必要があるが、考えはいかがか。集中管理には大きな効果があるという評価を得ているが、集中管理システムの更新やメンテナンス、井戸の増加などの問題もあり、それぞれに設置している節水型降雪検知器で代替していったと聞いている。実証実験でもわかるように、交通量が少なければある程度の雪は消えずに残ってしまう。それをどれだけ市民とともに理解し、辛抱できるかである。庁内でも連携し、公共施設の節水に取り組む。以上であります。続けて……

○議 長 資料配付してありますので、完結をお願いをいたします。

○腰越社会厚生委員長 はい。4月25日、26日に実施した社会厚生委員会管外調査について報告をいたします。調査先及び調査事項は、報告書のとおりであります。参加者も報告書のとおりであります。

まず、南砺市これについては、目的としては地域包括ケアシステムにおける高齢者介護予防を、地域住民主体で行う上での参考としてその内容を調査する、これが目的であります。これについては、サロン型のミニデイサービスを実施している南砺市福野北部自治振興会の「かようまいけ館」を視察しました。地域包括ケア課長、生活支援コーディネーター、福野北部自治振興会長から説明を受け、質疑を行いました。

この地区は人口約4,000人、世帯数約1,230世帯。ミニデイサービスの会場は公民館であり、「かようまいけ館」という名称で、毎週火曜日の午前10時から午後3時までサービスを行っております。利用者6人からスタートしたが、現在は17人が登録し、毎週ほぼ全員が顔をそろえている。公民館1階の会議室を利用しており、毎回ダイルームにするための準備と

後片づけを行う必要がある。以下、説明をごらんください。

これに対する質疑応答についてですが、人件費や運営について。スタッフの実労働時間は6時間で、時給は介護福祉士等の有資格者は780円、資格のない方は750円であると。通所型サービスBは自由にできるので、当市ではデイサービスの利用者1人当たり2,682円、という単価で、市から事業所に支出している。頑張れば頑張るほど事業所に支払われる形で行っているということでありませう。

地域のマンパワーが発揮されているところはうまくいっているが、市内どこでもうまくいっているわけではない。自分の地域は自分で支えたい、頑張る人が何人かそろっていなければ難しい。市内全域に広げていけるかが課題であるということでございます。

委員の意見・感想としては、市民参画の大変すばらしい事業である。住民のマンパワーがあるから会場が公民館でも継続できているのであり、行政主導でできるものではない。配食サービスでは、民間活力の活用がなされている。以上であります。

続いて富山市。富山型デイサービスについて。富山型デイサービスとは、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスが受けられる富山発祥の福祉サービスである。調査の目的は、複合型デイサービスの内容・実情を知り、南魚沼市において必要であり、また可能であるか検討すること、これが目的であります。この内容については、住宅地の中に建つ一般住宅ほどの小規模な施設で、定員15人程度が家庭的な雰囲気の中で過ごす「小規模・多機能・地域密着」が特徴である。以下、説明をごらんください。

質疑応答について、スタッフの充足状況はどうなのか、不足していないのか。これに対して、ほかの富山型デイサービスではスタッフ不足が生じているが、訪問した「にぎやか」では、スタッフの知人や専門学校などからの実習生をスカウトしており、不足することはない。全国各地から富山型デイサービスの起業を目指し勉強に来る人や、富山市街から通勤するスタッフもいる。また、離職率も高くない。

施設に対する利用者家族の理解や協力はいかがかと。地域密着型なので地域住民の利用が優先であり、利用者家族はにぎやかな理念やサービスに共感し、利用してもらっていると。施設に預けているという感覚ではなく、一緒にお茶を楽しんだり話をしたり、食事をつくったりと、にぎやかと利用者家族の距離は大変近く、協力的である。以下、報告書をごらんください。

3番、認知症地域支援事業について。魚津市社会福祉課であります。魚津市における認知症対策地域支援事業について調査をし、当市への取り組みの参考とすること、これが目的であります。説明の内容については、この報告書をごらんください。

質疑応答について、地域社会福祉協議会とはどういう組織なのかということがありました。地区の地域福祉を推進するための団体であり、13の小学校区ごとに設置されている。地区住民を対象とした福祉事業、これはいきいきサロンや高齢者の見守り活動などを進めており、全体的な取りまとめを魚津市社会福祉協議会が行っている。そういう組織であるということ。

認知症初期集中支援チームについて。認知症疾患医療センターは県内3か所にあり、その

うち1か所は魚津市の精神科病院——民間にあると。この病院の医師から初期集中支援チームのサポート医を引き受けてもらうことができたので、初期集中支援チームを設置できた。今後は本人・家族の相談に対応することを優先し、取り組んでいくとそういう考えであるということでもあります。

委員の意見・感想としては、当市において認知症初期集中支援チームの設置が急務と考えるに至った。また、高齢者の徘徊対策には、GPS機能のついた装置の装着が有効である。また、在宅介護・認知症対策にIoTを活用することも急がれるというような意見でありました。以上で報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 管内調査の部分について3点だけお願いいたします。まず1点目ですが、病院改革プランについてですけれども、一時借入金の解消これを優先的に図る計画、こういうような項目があるわけでありましたが、この解消の仕方。随分議会でも具体案についてはさまざまな意見がでてきたわけでありましたが、具体的な案と申しますかこれについての執行部側からの答弁、あるいはそういうような質疑、意見交換はあったかどうか聞かせてください。

2点目であります7ページ、地下水の採取についてであります。下のほうに市内の総揚水量が約8,594万トンと推計されると。これは魚野川の流量の20日分に当たるような大きい量になりますが、この辺についてどのように委員の諸氏は感じられているのか。これが総揚水量とすると、かなり踏み込んだ対策が必要かなという気がしますが、これについての意見交換があったのかどうか。

3点目が8ページになります。これも下段のほうであります。答弁の中で公害であるところから始まったわけでありましたが、公害である地盤沈下の進行は問題だが、その土地に人が住めなくなる。住めなくなる土地の公害をなくすことに何の意味があるのかという答弁があったそうであります。しかし、現実にはここにもし地盤沈下という公害が、まだ見えていませんけれども進んできた場合には、実際には公共のインフラがあり、人々の生活があり、こういうことから考えるとちょっとこの答弁は大分乱暴に私は聞こえたのですが、これに対する委員の皆さんからの感触と申しますか、それについての質疑があったかどうか。その辺を聞かせてください。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 まず、申し上げておきたいのは、この当議会は会派制を敷いております。やはり各会派には社会厚生委員さんがいらっしゃるわけですから、まずその方この4つの問題について重要と考えるものについては、きちんとやっぱりコミュニケーションをとりながら委員会に臨み、その委員会の結果という報告を受けるという、それがやっぱり会派制の議会としては当然の会派の運営ではないかと考えます。ということであれば、ここでの質問というのはいかがなものかというように思うところでもあります。

○議 長 質問に答えてください。

○腰越社会厚生委員長　　まず1番目の質問ですけれども、これについては質問はございませんでした。

それから2番目についても、これ以上、踏み込んだ質問と答弁はございませんでした。

3番目についても、これで委員諸氏はどういうふうに捉えたのかというように今あったかと思えますけれども、これについてもこの内容で質疑は終わっております。以上です。

○議　　長　　17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君　　最初のその委員長の所見は所見として伺っておきますが、1点目の質疑ですね。一時借入金の解消これは本当に繰り返しますが、何度かこの議会でも話題になりました。これについて委員会が、私は調査をしてほしいのですがね。本当になかったのかどうか、もう一度伺います。

○議　　長　　社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長　　説明の中ではこういうふうに出てきていますけれども、これについて各委員の質疑の中から、一時借入金をこの改革プランの中でどのように減らしていくのか、そういったことについての質疑はございませんでした。

ただやっぱり、一時借入金も現在も恐らく7億円、6億円ぐらいかと思えますけれども、これをどのように減らしていくのかということについては、病院事業会計であるとかそういったところの審議について、病院事業会計の審議の段階では、各委員さんから質問が出ておりますので、今後やはりしっかり委員会で、これについては議論をしていくべきであろうと考えております。

○議　　長　　13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　　非常にタイムリーな事業を抱えている社会厚生委員会だと思っています。今ほど——行政主導でいろいろなことを行っていくわけですけれども、QアンドAが出ていますが、委員会としてまた継続調査を願いたいのと、提言というか未来の投資がかなり多いことの案件を社会厚生員会は持っていますので、大分行政が固まった意見で議会に出されるとなかなかということもありますので、しっかりその辺を委員会として提言をしていただきたいと思います。またこれじゃなく、また子育てのこともかなり事業的には今、進んでいるわけなので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思いますと思えますけれども、それについてお答えいただきたい。

○議　　長　　社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長　　大変ありがたい質問をいただきました。私、今現在、委員長という立場の中で、今の質問に対して明解に答えることはできません。ただ、委員会を預かる委員長の考えとしては、おっしゃったように大変、市民生活にとって重要な事業を抱えております。そして課題としては、新ごみ焼却炉の建設、あるいは地下水掘削、地下水用水の利用あるいは今、言われたように保育園、病院。さまざまな非常に市民生活に密着した重要な問題を抱えている委員会でございます。また、改選を前にして、やはりもし委員の方々が了解してくれるのであれば、今ほどいただいたご意見のように、できるだけ提言としてまとめ上

げると。そういう提案を委員長として、してみたいと、そのように考えます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点伺います。ごみ焼却施設の問題について、何回かこういった報告の中でもあります。平成35年稼働が非常に厳しいというところから始まっているんですね。そして、候補地を決めると。最後に、直近でやりたいという報告がありますが、処理方式。やっぱりどうあるべきかというところから入らないから、延び延びというふうに私はなっているという指摘を繰り返してやってくるわけですけども、どうもこれではまた場所が決まるまで、何かじゅくじゅく言って、それが延び延びになっていくというようなことになりやしまいかと思うのです。ある程度、絞り込みがされるのであるならば、私は焼却炉を先に決めなければ絶対だめだというふうに言っているんですよ。ですから、そういうところから入って……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 自分の意見は差し控えてください。

○岡村雅夫君 ひとつお聞きします……（「大事なことから言ってやって」と叫ぶ者あり）

そして、次に地下水についてですが、8ページの報告いただいた部分に関してみると、非常に沈下は容認せざるを得ないといいながら、規制を外していこうというこういう話ですよ。非常に無責任だと思うのですが、本当に委員会でどういうこれを説明——アンサー、回答を得ただけで議論にもう少しならなかったのかというあたりを私は聞きたいんですけども。要するに、規制解除ありきから始まっているものだから、その責任はじゃあ誰が負うのかというあたりまで突っ込んでやっぱり話がないと、ただこれを報告があった、7月にはヒアリングをしてという形になるのか。もう少し委員会としては議論をする方向なのか、その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 それぞれ今ほど、非常に議会としてどう考えるか、委員会としてどう考えるかということが大切ではないかという貴重なご意見を賜りました。そういうことも含めて今後、委員会の中で委員同士の議論ができるのかということについても、また検討してみたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 以上で所掌（所管事務）に関する調査の報告を終わります。ここで休憩といたします。開会は11時40分といたします。

〔午前11時18分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時40分〕

○議 長 お諮りいたします。議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事

案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成29年請願第1号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願を議題といたします。

請願第1号を総務文教委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、平成29年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担金制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

請願第2号は総務文教委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、第8号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第8号報告 継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の平成28年度の年割額の歳出予算額のうち、支出の終わらなかった残額につきまして地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成29年度に逓次繰越をし、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

3ページ、別紙が継続費繰越計算書であります。今回、平成29年度に逓次繰越をいたしました継続費は、2事業で繰越額は2億5,572万5,634円であります。

1件目は、4款1項し尿等受入施設建設事業で、平成28年度当初予算で新規計上した事業であります。平成28年度の予算額は5億1,109万6,000円で、逓次繰越額は2億5,514万6,000円です。財源内訳では、一般財源と地方債のほか、特定財源のその他は魚沼市及び湯沢町からの受託事業収入分1億2,820万円です。

なお、機械設備工事において、工場におけるスクリーン装置等の製作を、建築工事との工程調整により4月以降にした部分があることにより、繰越分が多くなっているものであります。

2件目が、8款2項樋渡東西線JR委託事業であります。平成27年度6月補正予算で、5年間の継続費として議決をいただいたもので、平成28年度予算現額は、予算計上の年割額2億7,206万6,000円と、前年度からの逓次繰越額1億4,057万1,023円の計4億1,263万7,023円です。そのうち57万9,634円を翌年度への逓次繰越額とするものであります。

以上、第8号報告 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第9、第9号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第9号報告 平成28年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成28年度の繰越明許費につきましては、平成28年度3月定例会での補正予算第9号及び第10号と、最終専決補正予算での第11号でご承認いただいたものであります。それぞれの事業において、平成28年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものであります。

別紙、3ページ、4ページが繰越計算書で、5ページ、6ページが報告資料で事業内容の説明であります。繰越予定で補正計上したもの、年度途中で補助対象や採択となったものや、国の補正予算により計上となった事業などであります。主に繰越額、財源等の説明とさせていただきます。それぞれ、左から款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰り越しをした額で、以降はその財源内訳であります。別紙3ページの表からの説明でございます。

2款総務費では、移住・定住促進事業費は、地域再生法人への出捐金100万円、マイナンバー制度事業費は、全額、国庫支出金であります。

3款民生費では、臨時福祉給付金事業費の既収入特定財源618万6,000円は、国支出金の事務費補助金分であります。保育園等施設整備事業費は、大木六保育園解体工事費ですが、前払い分を差し引いて1,000万円の繰り越しであります。

4款衛生費では、病院事業対策費、特別会計繰出金は、市民病院の駐車場整備に対するもので、繰り出し基準による4分の1分であります。可燃ごみ処理施設整備事業費は、飛灰の処理設備でありますバグフィルターホッパー等修繕工事費は一般財源であります。

6款農林水産業費では農業振興対策補助事業費は、全額、産地パワーアップ事業県補助金による、魚沼みなみ農協への補助金であります。畜産振興費は、有機センターの修繕工事であります。

7款商工費の企業対策事業費は、お試しサテライトオフィス設置に係る事業で、全額、総務省からの受託事業収入であります。

8款土木費は、道路、橋梁、消雪パイプ、流雪溝などの改良・修繕に係る、社会資本整備総合交付金事業や、国土調査事業における、地図訂正、地籍更正事業であります。既収入特定財源は、いずれも合併特例債とセットになる県の資金貸付分であります。道路橋りょう費については、いずれも支出済額との精査により、繰越予定額より若干減額での繰越額となっ

ております。

9 款消防費の防災補助・負担金事業は、県の被災者生活再建支援システムの導入負担金であります。繰越財源は緊急防災・減災事業債であります。

10 款教育費では、小学校設備等整備事業費は、タブレットの端末のバッテリー交換、統合中学校建設事業費は既存校舎の改修工事等で、既収入特定財源は、県の資金貸付分であります。体育施設整備事業費はモンスターパイプの残工事で、財源は県補助金と一般財源であります。

以上、事業件数で 18 件、繰越明許費とした総額 14 億 4,835 万 9,000 円のうち、平成 29 年度に繰り越した額は、4 ページの最下段、中ほどの翌年度繰越額の合計 14 億 3,370 万 2,000 円であります。

財源内訳として、既収入特定財源 2,088 万 6,000 円、未収入特定財源の国県支出金 9 億 3,463 万 6,000 円、地方債 4 億 1,980 万円、一般財源が 5,838 万円であります。

以上、第 9 号報告 繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 確認だけの質問ですが、1 番、総務管理費の移住・定住促進事業費、地域再生推進法人への出損金、これと、7 番、商工費、企業対策事業費、チャレンジふるさとワーク事業受託事業について、これについての繰越明許となった要因というのは何でしょうか。簡単にご説明ください。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 点目の総務管理費、移住・定住促進事業費の 100 万円の繰越明許でございます。これにつきましては補正予算の際にも申し上げましたとおりですけれども、地域再生推進法人のほうの設立の遅れに合わせたものということでございます。年度内に設立を予定しておりましたけれども、諸事情によりまして設立が伸びて、この 4 月 17 日に設立という形ございましたので、その分の遅れということでございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 点目の企業対策事業費、サテライトオフィスの関係でございますが、この予算につきましては 12 月の補正で 2,381 万円いただきました。その後、年度内に 616 万 3,000 円、これは主にサテライトオフィスの現場のいわゆる受入工事といいますか、4 つのブース分の工事となっております。残りの金額につきましては、12 月の議会でもご説明いたしましたとおり、総務省の受託事業でございますので、サテライトオフィスを行うことによってどのような課題があって、それをどのように解決していかなくてはいけないかというような調査、それから報告が必要でございます。その分に係る経費となっております。以上です。

〔「了解しました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 10、第 10 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 10 号報告 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成 28 年度下水道特別会計補正予算第 3 号でご決定いただきました下水道特別会計繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製いたしましたので報告をするものでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。事業名であります。特定環境保全公共下水道事業費であります。翌年度の繰越限度額 3 億 1,500 万円に対しまして、実際に平成 29 年度への繰越額は、2 億 8,600 万円。及び公共下水道事業費であります。浸水対策分でありますけれども、翌年度への繰越限度額 3,300 万円に対しまして、実際に平成 29 年度へ繰り越した額が 2,540 万円ということでございまして、合計であります。翌年度繰越限度額合計 3 億 4,800 万円に対しまして、実際に翌年度への実繰越額は 3 億 1,140 万円となり、その財源内訳につきましては記載のとおりとなっております。

めくっていただきまして 5 ページをお開きいただきたいと思います。特定環境保全公共下水道事業につきましては、農集の公共下水道編入事業でありまして、中之島地区、五十沢地区及び三用地区の工事 11 件と設計委託 1 件について平成 29 年度に繰り越したものでございます。公共下水道事業であります。六日町市街地の雨水幹線の改修工事ということで、4 件につきまして平成 29 年度に繰り越したものでございます。説明は以上であります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 11、第 11 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。説明を求めます。

水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第 11 号報告であります。水道事業会計の予算繰越報告について説明を申し上げます。

平成 28 年度水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、地方公営企業法第

26 条第 1 項の規定により、予算の繰越を行いましたので、公営企業法第 26 条の 3 項の規定により報告をするものでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。平成 28 年度水道事業会計予算に定めた建設改良に要する経費のうち、支払義務の生じなかった新設改良工事 2 件、3,503 万 2,000 円を翌年度、平成 29 年度に繰り越しをしたものでございまして、財源内訳及び繰越の理由については記載のとおりとなっております。

1 ページはぐっていただきまして、5 ページをごらんいただきたいと思います。工事の概要であります。新設改良工事 2 件ということで、内容につきましては記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）の報告を終わります。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は 1 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 54 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 日程第 12、第 12 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 12 号報告 予算繰越報告についてご説明を申し上げます。

平成 28 年度南魚沼市病院事業会計予算、資本的支出の建設改良費の一部につきまして、平成 28 年度内に完了が見込めないことから、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、平成 29 年度に繰り越しを行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告するものであります。

3 ページの別紙、繰越計算書をごらんいただきたいと思います。事業名は建設工事費でございます。説明欄に記載のとおり、市民病院の外構整備に係ります工事につきまして、工事中に想定以上の湧水が生じたため、暗渠排水等の施工が必要となりました。このため工期が大幅に遅れたことから、予算計上額 4 億 8,960 万円の内、支払義務発生額 1 億 1,961 万 3,940 円を除く舗装等の工事 6 件、それから設計監理等の委託 1 件、合わせまして金額にして 3 億 6,998 万 6,060 円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳等につきましては、記載のとおりとなっておりますのでごらんいただきたいと思います。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 想定外ということですが、想定外だということになると増工が出てくるといことになりますか、どういうことでしょうか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 説明の中で申しあげましたように、暗渠排水等が必要になってきますので、その分、設計変更という形になります。ただ、予算的には決定いただきました予算の中での対応ができますので、予算補正等は発生いたしません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 13、第 13 号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 13 号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明申し上げます。

本報告は、市が出資している法人である、南魚沼地域土地開発公社に対し、地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定により、政令で定める経営状況を説明する書類として、平成 28 事業年度決算書及び平成 29 事業年度予算書を作成し、議会にご報告申し上げるものであります。

最初に、平成 28 事業年度決算書の 1 ページをごらんください。事業報告書であります。

1、事業の概要及び、2、業務報告において、平成 28 事業年度では、長森総合野外運動広場用地 9 万 1,865.38 平方メートルを、4 億 5,269 万 1,791 円で売却したことにより、平成 28 事業年度末における、公社保有の公有地は何もなくなったものであります。

3、行政官庁許認可事項は、該当がありませんでした。

4、理事会の開催状況につきましては、長森総合野外運動広場用地売却のための補正予算の承認を含め、3 回の開催であります。

次の 2 ページ、5、役員に関する事項は、記載のとおりであります。

3 ページは、決算報告書であります。1、収益的収入及び支出、(1) 収入では、1 款事業収益は、事業報告書で説明いたしました、長森総合野外運動広場用地の売却収益であります。2 款事業外収益は、預金利息と長森総合運動広場用地の土地貸付料と電柱占用料の雑収益で、収入決算額合計 4 億 5,474 万 1,690 円であります。

めくっていただきまして、4 ページ、(2) 支出では、1 款事業原価は、長森総合運動広場用地の取得事業原価で、2 款販売費及び一般管理費は、理事会及び審議委員会の開催経費と、法人税、振込手数料であります。3 款事業外費用は、短期借入金支払利息の事務費に係る部分であります。4 款予備費は支出なしで、支出決算額合計 4 億 5,282 万 5,988 円であります。

以上、収入及び支出の決算額合計の差額、191万5,702円が、当該事業年度の経常利益であります。

次に5ページの、2、資本的収入及び支出、(1)収入では、1款1項公社債及び借入金は、水道事業会計からの短期借入金であります。

(2)支出では、1款1項公有地取得事業費は、この事業年度で発生しました短期借入金の利息であります。2項借入金償還金は、短期借入金の償還金であります。3項予備費は決算額なしで、支出の決算額合計が3億5,085万7,985円となり、収入の不足額85万7,985円につきましては、表の欄外、米印に記載のとおり、損益勘定留保資金で補填したものであります。

6ページは損益計算書であります。3ページ、4ページの決算報告書、収益的収支の各項目を、1から7それぞれの科目に整理をしたもので、経営成績をあらわす財務諸表であります。当期純利益として191万5,702円の決算であります。

下の表は、準備金計算書であります。平成27事業年度の、1、前期繰越準備金に、平成28事業年度の、2、当期純利益191万5,702円を加えた、1億4,714万6,736円が、平成29事業年度への繰越準備金となるものであります。

7ページは、貸借対照表で、年度末の資産と負債の状況を示すものであります。資産の部は、公社の持っている財産であります。1の流動資産は、現金預金と定期預金の未収入利息であります。2の固定資産は定期預金で、二重下線の資産合計では、前期末から3億4,881万9,605円減の1億5,214万6,736円であります。

負債の部は、短期借入金を返済し、負債合計はゼロ円であります。

資本の部では、1の基本金が、当市及び湯沢町の出資金合計で500万円であります。2の準備金では、準備金合計は6ページ下の表、3の次期繰越準備金と同額で、資本合計では、二重下線の1億5,214万6,736円であります。

最終行の負債資本合計は、最初の資産合計と同額となるものであります。

次に8ページをお願いいたします。財産目録であります。先ほどの貸借対照表の資産及び負債をそれぞれ記載したもので、ページ最下段、差引正味財産は、7ページの資本合計の額と同額となるものであります。

9ページからは、附属明細表であります。 (ア) と (イ) は、収益、原価の明細表と同額であります。

10ページ (ウ) 公有地明細表は、期首残高、当年度増・減分、期末残高と、経過をあらわしたものであります。

11ページは、短期借入金と基本金の明細表で、次の12ページは、現金の流れを示すキャッシュ・フロー計算書であります。

13ページは、平成28事業年度決算監査の意見書の写しであります。

以上が、平成28事業年度の決算状況であります。

次に、平成29事業年度予算書であります。予算書1ページをごらんください。平成29事

業年度につきましては、事業の実施予定はありません。

2 ページ、3 ページが、平成 29 事業年度予算と実施計画書で、収益的収入及び支出のみとなります。

3 ページ、実施計画書の収入では、1 款事業収益は預金利息だけであります。

次の表、支出では、1 款の販売費及び一般管理費では、理事会及び審議委員会の開催経費のほか、振込手数料と法人市民税などであります。2 款予備費は、例年同様としております。

4 ページは、資金計画で、受け入れと支払に分けて、実際の資金の流れを予測したものであります。予算書の編成時期が決算確定前でありましたので、前年度繰越準備金は見込額としての計上であります。支払資金につきましては、前年度繰越準備金からの差し引きとなるものであります。

2 ページに戻っていただきまして、これまで説明いたしました内容により、第 1 条及び第 2 条で予算として定めるものであります。

以上、提出書類の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 合併前からの長い使命がこれで終わるわけではありますが、1 点だけ、次期繰越準備金というのがあります。1 億 4,700 万円余りですが、これの解散後の所在といえますか、その辺についてお知らせください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 次期繰越準備金 1 億 4,700 万円ほどの金額は、南魚沼市の事業の売買等によりまして得た純利益ということになりますので、南魚沼市に帰属するものでございます。

○議 長 塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 所信表明でも解散をするということですがけれども、前井口市長のときは、これは解散しないというような形で、1 回解散するとまたいろいろ立ち上げるのが面倒だと。今の役割は果たしたわけですがけれども、というような考えを示していたと思います。解散するに至った、意味はちょっとわかるのですけれども、そういうふうに残していくという考えだったのがこうなるということの、ちょっとその辺の説明をお願いできればと思います。

○議 長 副市長。

○副市長 前市長もずっと残すということではなくて、要は任期中に全部買い取りたい。その後はちょっと保留といいますか、考えるというような話だったというふうに記憶しています。私どもといたしますと、かつて 28 億円ぐらい抱えていたわけですが、それが順次売却になって、今ご説明申し上げましたようにゼロになりましたので、これから先いわゆる公有地拡大法に基づいて土地を先行取得しておかなければならないということにはまずならないだろうと。必要なものは当年度予算で計上して、当年度予算で行えばいいわけでありますので、市長と相談いたしまして、あるいは湯沢の町長さん、審議委員の皆さんのご判断の中で、廃止をしようということに市長の腹をお決めいただいて、今に至っているという

ころでございます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの説明で、最大時は 28 億円もあったとかという話ですが、それがゼロになったと。今回、この長森運動公園については、2 回にわたってこうして売却——売却したものに関しては買い主があるということでありますが、今回これが一般資産になるということになると、買い戻し——要するに一般会計で買ったわけですが、それがどういった形で損失をいかに免れるかというあたりが一番これから問題になると思うのですけれども。いつも私が言うのですが、一般財産になったから幾らでも売ってもいいという問題ではないのではないかなという——要するに一般会計をそこで使ってしまうわけですから。とりあえずは今、移行しただけという状況ですが、その辺の感覚はどういうふうにこれから管理をされていくのかというあたりは、やはり聞いておかなければならないかなと思いますのでよろしく。また、見通し等があったらひとつお聞きしたい。

○議 長 副市長。

○副市長 あそこはご存じのように八海醸造さんが、もうかなり開発を進めていまして、今、普通財産として八海醸造さんにお貸しをしているということで、名義は変わりましたが、今のところ年額 240 万円ぐらいをいただいております。ただ、あそこをでは私たちでほかのものというわけにはなかなかまいりませんので、1 回売却でお互い協議をしたのですが、なかなか売り手と買い手でありますのでうまくいなくて、貸すということになったわけです。今までも少し始めていますが、これから売却に向けていきたいというふうに思っています。

それからもう 1 点は価格の問題であります。これは私たちとすると簿価で売りたいというのが本当のところではありますが、なかなか現状は 8 割の上が山林というようなことで、評価ですとかなり低いということがありますので、最低限であります——それはお話ししないほうがいいかもしれませんが、取得したときの価格ぐらいはきちんといただいて、できればそれに利子を少しいただくぐらいの交渉がしたいなと思っておりますが、これは相手があることでありますのでそう簡単にはいきません。これから八海醸造さんとまた協議を進めていくということでございます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 簿価というのが、簿価で買い戻しているわけですからね。それを今度——まず明らかにしておくのは、今言われた評価額というのをきちんと踏まえた、それをやはり公表していかないと、何をしてどうして売ったのだと。何が基準だったとこういう話になってしまう。そういうのはその都度明らかにしていかないと、じゃあ、そうなる何でその価格で買い戻したという話になっちゃうわけですから、どういうことでこの簿価で買い戻したと。そして、今現在の評価額はこうですよというあたりをその都度知らせていただいていたほうが、なるほどな、土地がどんどん下がってきたんだとかということで、あくまでも簿価は当時の見込みですから、ここから始まったことですから。要するに将来的な、今買った

ほうが得だというあたりから事前に取得したわけでしたから、そのもくろみや目的が変わったりいろいろすることによって、どんどん開きが出てきたというふうに私は見えていますけれども、その辺のデータを評価等しているのかどうか、ひとつお聞きしておきたい。

○議 長 副市長。

○副市長 先回、売る段取りのときに当然評価はしました。ただ、私たちの見方と先方さんはなかなか違うわけでありますから、私たちはそこに建物をつくるのだから、みんな宅地だという評価でやるわけでありますし、先方様は現状は山なんだからということで、そこらのずれはあります。1回鑑定評価はとった経過があります。

それから、さっきちょっとお話の中で、土地開発公社からの簿価でありますので、土地開発公社に赤を残して簿価以下で買うということはできませんので、土地開発公社は取得価格に整備費あるいは測量費、一番大きなものは利息ですね、利息をつけたのが簿価で4億何千万円であります。ですので、それで一般会計は取得を当然しなければなりません。取得したものを、それでは先ほど申しあげました八海醸造さんに幾らで売るか。ここに大きな問題があるわけでありますので、9万平方メートルでありますので、いずれ議会議決をいただかないと売買ができません。おっしゃるように、また議会の総文なりとご相談をしながら、売却のほうに持っていきたいというふうに考えています。以上であります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点、ちょっと教えていただきたいのですけれども、所信表明の中にもありました、13番議員の質問の中にもありまして関連するのですけれども。これは全国的な流れですし、土地開発公社の先行取得をしながらという、その時代ももう終わったということで、解散の方向に向けていくというその流れ自体、私は誤っているというかそういうのはないのですけれども。

ちょっと1点聞きたいのは、ここできれいになったと。きれいになってここで解散をする、もしくはそのままの形で残すというのが、財政負担的にどう違うのか。というのは、今、副市長もおっしゃいましたけれども、今後、土地開発公社を通して先行取得する事例はない。単年度で予算措置すればいいというようなこと、それは原則ですけれども、どうも最近の土地取得というか事業進捗の中から、土地開発公社がまたもう一度というか、その制度を使いながら、取得しながら、事業進捗をしなければならないということも、私はちょっと出てくるのではないかという思いもあります。このままゼロにしたら、空っぽになった段階で存続させるのと、解散するのと、どういうふうな違いが出てくるのか。財政的な負担ですけれども、どこら辺が。

○議 長 副市長。

○副市長 先ほど差し上げた平成29事業年度の予算書がありますが、お金目とすると、これだけかかりますので、14万円何がしと。ただ、審議会は約10数名の皆さんをお願いしていますし、理事会につきましても7名か、お願いしていますのでその方々から就任していただくとかということがある程度だと思えます。

もともと公有地拡大の推進に関する法律は、いわゆる自治法のほうの特別法でありますから、自治法のほうではそういうことができなくて、それを公有地拡大のほうで先買って準備をしておこうというルールでありますので、もともとに戻れば、単年度で処理をしていくと。あるいは継続費で処理をしていくということで、可能ではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で、南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 14、第 14 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 14 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明を申し上げます。この報告につきましても第 13 号報告と同様に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

資料につきましては、全部で 3 つに分かれてございますので、まず、平成 28 年度一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をごらんください。めくっていただきまして、1 ページ、第 1、事業概要でございます。昨年は少雪だったため、営業準備などは順調に進みましたが、水源確保ができないため、しゃくなげ湖オートキャンプ場、十字峡登山センター食堂・売店などの営業再開は残念ながらできませんでした。また、クマの出没もあったため、安全第一を優先に営業を行っております。

第 2、各事業報告でございます。大きい I の公益目的支出事業は、平成 25 年 4 月の一般財団法人移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可した、公益目的支出計画に基づき計画的に執行するもので、ダム周辺の美化活動や地域の活性化を図るためのイベントを行いました。具体的な内容につきましては、1 ページ下段から、めくっていただきまして、2 ページ上段の表に記載をしてございます。

2 ページ中段の③三国川ダム景観事業は、ダムを訪れる人々に楽しんでもらうため、プランターの花植えと設置を行い、ダム周辺の美化活動を行いました。また、④しゃくなげ湖まわりは「森と湖に親しむ旬間」——毎年 7 月 21 日から 7 月 31 日でございますが——これに合わせて 7 月 24 日に開催し、1,200 人の来場がありました。

3 ページ上段の⑥南魚沼サイクルフェスタ 2016 では、10 月 2 日には南魚沼グルメライドが開催され、750 人の参加、10 月 15、16 日には、J B C F、一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟主催の 2 つのロードレースが行われ、合わせて 1,200 人が参加しております。

II 収益事業の 1、食堂・売店事業ですが、昨年に引き続き観光センターの食堂・売店の営

業は、経費削減のため閑散期は週4日の営業とし、十字峡登山センター食堂・売店は、水が確保できないことから営業を休止いたしました。

次の2、指定管理業務といたしましては、3ページから4ページにわたりますが、しゃくなげ観光センター、わらびの運動公園、十字峡登山センターの各施設管理を行いました。登山センターは、登山客のために2階宿泊場所とトイレは使用できるようにしておりますが、いずれも施設・設備の老朽化に伴う計画的な修理が今後の課題となっております。

5ページ上段の3、キャンプ場収益事業の(1)しゃくなげ湖オートキャンプ場は、事業概要でも説明いたしましたが、飲料水の確保ができないため営業再開はできませんでした。

(2)わらびのオートキャンプ場・バンガロー・グラウンドにつきましては、キャンプ場、バンガローは、クマの出没によるクローズ期間があったため利用者数が減少しましたが、グラウンドにつきましては、営業努力もあり35%の増となりました。

5ページ下段、4、受託事業は、市の委託によるサル被害防止パトロールを2名体制で6か月間実施いたしました。

めくっていただきまして、6ページは第3の法人の運営状況となっております。

次に、決算報告書を説明いたします。めくっていただきまして、1ページは貸借対照表となっております。さらにめくっていただきまして、2ページ、3ページをごらんください。正味財産増減計算書の1の(1)経常収益の合計、線で囲ってあります三段目となりますが、1,714万円となり、前年度比97.3%で48万円の減額となりました。中ほどの(2)経常費用につきましては、一般財団法人へ移行した平成25年度から、食堂・売店、キャンプ場、指定管理事業などの事業費と法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や賃金などはそれぞれの事業従事割合により案分して経理されております。

3ページ表の中ほど、経常費用計でございますが——線で囲まれた2段目でございます——は1,854万円となっており、前年度比96.3%で70万円の減額となりました。収益の減少に対応すべく、費用の減額に努めた結果となっております。

当期一般正味財産減少額は、155万円となり、昨年度より12万円の減少となりました。結果、3ページの表、下から6段目の当期末の一般正味財産合計額は4,531万円となりました。今後も経費の削減を進めながら、収入の確保に向けた検討を行うこととしております。

続きまして、平成29年度の事業計画及び収支予算書をごらんください。めくっていただきまして、1ページになります。事業実施の基本方針等でございますが、平成29年度も引き続き、魅力ある観光地づくり、憩いの場の提供により、すぐれたサービスの提供と安全・安心な管理運営、イベント等による地域の活性化と情報発信により、経営基盤の強化を図ることなどを基本方針としております。

1ページ中ほどから2ページまでは公益目的支出事業でございます。1、観光啓発事業といたしまして、活力ある地域づくり、地域観光の振興と発展のため、三国川ダム周辺景観形成事業としての花植え活動や、しゃくなげ湖まつり、フリスビードッグ選手権大会、南魚沼サイクルフェスタなどのイベントも継続して行うこととしております。

3ページをごらんください。収益事業の1、食堂売店事業につきましては、経費の削減に努めながら、メニューの改善などを行ってまいります。

また、引き続きダム管理所で制作いたしました、「美女旅と三国川ダム」との連携で、ダムカレーを食べたお客様へのポスタープレゼントを実施いたします。

めくっていただきまして、4ページ、2、指定管理事業では、市民等の健康と保養の増進、地域観光の振興と発展などのために、それぞれの施設の管理運営を適正に行うとともに、施設の老朽化に対応するため、必要な修繕を行うこととしております。

5ページの3、キャンプ場運営事業では、しゃくなげ湖オートキャンプ場は、水源確保が難しいことから今年度も休止いたしますが、他施設については経費削減に努めながら運営してまいります。ただ、水源確保については妙案がなく難しい課題だと考えております。

5ページ下段の4、受託事業、サル被害防止パトロール事業は、市内の巡視パトロール、群れの行動調査や追い払いを2名体制で6か月間実施する予定です。

めくっていただきまして、資料の最後になります、7ページから8ページ、平成29年度収支予算でございます。引き続き経費の削減に努め、収入支出とも各1,854万円の予算で、昨年度比39万円の減となっております。

以上で第14号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

1番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 5ページのところのオートキャンプ場の水源修理についてですが、ここは復旧工事のほうは資金不足のために今年度の再開は断念ということで、関係団体と協議するというふうにあるのですけれども、復旧工事のほうは大体幾らぐらいかかるもので、この「関係団体と協議する」という関係団体は、こういった団体があるのかどうかというところを。

あともう1点、7ページのところに収支予算があるのですけれども、わらびのキャンプ場とバンガロー、両方で150万円ですが、平成29年はクマが出なければもうちょっと上がるように見込めるのかどうかという点。以上2点お答え願います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の水源確保でございます。非常にこれにつきましては難しいと考えてございます。昨年の議会でもご質問をいただきましたが、1年かけていろいろな方法についても検討いたしました。詳細な見積もり等とはっておりませんけれども、現実問題として考えられるのは、例えば上水道を延長して引っ張っていく。あるいは調査してみないと何とも言えませんけれども、ボーリング等をして井戸の可能性、あるいはしゃくなげ湖自体からの水を浄化してというような方法も理論的には考えられると思います。ただ、いずれにせよ、私どもの計算といえますか、見積もりをとっていないわけですが、私どもが考えても相当額の予算、この1年間の予算が1,800万円ほどになっておりますが、恐らくそれに匹敵する。ともすれば、方法にもよるとは思いますが、それよりもかかるのではないかと考えてござ

いまして、正直申し上げて、なかなか具体的な解決策はないというような現状でございます。

2点目のキャンプ場事業収入 150 万円ということでございますが——済みません、1点目のご質問の最後の関係団体ということでございますが、これにつきましては、しゃくなげの公社、それから私ども、あるいは水道ということになれば水道の担当課と、あと地元の方々とも協議が必要になるかと。直接経費のことについては地元の方は関係ないと思いますが、それらの団体が想定されます。

150 万円、キャンプ場の収益ということでございますが、予算ということであるべく削減した中で作成をしてございますので、内輪ではつくってございます。昨年ほど休止の期間がなければ何とか目標を達成したいというふうには考えてございます。以上です。

○議 長 3 番・広田公夫君

○広田公夫君 1 ページ、2 ページの実施事業の項目の参加人数のところを見ますと、自転車とかサイクル関係の人数が非常に多いので、これについては前回の総務文教委員会の視察のときに宇都宮市に行きましたら、宇都宮市も非常にそれが盛んで、市内の中にパンク修理のためのお店が参加して、レースに参加した人たちの利便性を図っていると。そういうような形でやられているのですけれども、100 キロのレースもありますから、そういうところも考慮して、なお一層どんなふうにしたら発展するかと。今、山岳マラソンとかグルメマラソンとか石打のマラソン、八海山登山マラソン、多くの方が参加してスポーツ関係の方が来ていますので、トランポリンとかそういう施設も充実しているので、その辺を含めてどんなふうを考えられているのか、少しでいいですからお伺いしたいです。お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 正直申し上げて、パンク修理の準備というところまでは思いが至ってございませんが、主催の団体、それから公社、あるいは地元のボランティアの方がロードレースの関係には多数協力されておりますので、皆さんとまた相談しながら、必要であればできる限りのサービスは提供できるようにというお話をしたいと思っております。以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 番議員のところにもちょっと関連するのですけれども、しゃくなげ湖のオートキャンプ場絡みですが、そこの水の問題ですけれども。これは水害のときからですからもう何年も、3 年ぐらいになる——もっとなりますかね。そのぐらいになるのですけれども、ずっと議会の中ではこういう答弁が繰り返されているわけでありまして。ただ、事業報告の中でも書いてありますように、一番収益率が高いオートキャンプ場について、気をもんでいる割に手を回していないなという感じがするのですが。

見積もりもとっていないけれども、多分 1,800 万円ぐらいの年間予算ぐらいかかるだろうという見通しの中で、ずるずると来ているわけです。実はしゃくなげ公社には指定管理料やら人件費補助やらを入れますと、年間 800 万円ぐらい、多分、公費が入っているのですよね。そういうところを考えると、せめて見積もりをとって、じゃあ、ここを今後どうするのだということをしきんと決めてしかかからないと、かえってまた公費が何か無駄になるといいます

か、効率的な運営にならないのではないかと思います。その辺の考え方を、もうそろそろきちんと方向性を見いだすような方向に歩み出してもらいたいので、1点お聞きしたいと思います。

もう1点が、これはほんの聞いてみるだけですが、事業報告書の5ページの中に来場利用人数があるのですけれども、その他入場というところに5,382人という、これは前年の資料を比べますと、倍まではいっていませんけれども相当増えているのですよね。説明の中でもその上のグラウンド使用も大分、30%だか増えたということ。その割に決算状況を見ると、収益がマイナスになっているというところがあるのですけれども、そこら辺の状況といえますか、あんまり細かいところはいいのですけれども、増えたのだけれどもこういうふうに伸びなかったのだよと。大雑把のところでもいいのですが、ちょっと教えていただきたい。2点をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の水の問題につきましては、議員おっしゃるとおり、今年度、今まで見積もり等をとらなかったというところについてはおわびをしたいと思います、市の置かれているいろいろな状況を考えると、できるような状況ではないと担当で考えていた部分も正直ございますので、今年度見積もり等もとって、具体的にどうなのかという検討はさせていただきますと思います。

2点目の来場者数の関係でございます。確かにおっしゃいますように——資料の5ページです——その他入場5,382人でございますが、昨年が2,860人、ほぼ倍増してございます。グラウンドの利用につきましても、昨年が1,760人で平成28年度が3,082人ということで、こちらも倍近くになってございます。これはまずその他入場につきましては、ロードレース、グルメライド、まつり等でやはり周知ができてきて、見に来ていただくお客様が増えたということで非常に喜ばしいことですが、その方々からやはりお金を落としていただかないと、なかなか収益に結びつかない。

グラウンドにつきましては、倍増して、収益部分につきましては35%増となったというところでございますが、やはり基本はなるべくお客様に来ていただいて、そこでお金を落としていただくということだと思いますので、営業努力についてはこれからも考えていきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 あえてもう一度というか、お聞かせいただきたいと思いますが、総予算が1,800万円の中で貸借対照表を見てもおわかりのとおり、現金預金が1,300万円、そして投資有価証券が3,000万円あるわけでありまして、3,000万円というものは、前にもお聞きしましたが、公社設立当時の部分で、なかなかこれは使われないということをお聞きしております。やはり、地域で社会貢献する事業に関しては、私は使われるというふうに認識をしているわけでありまして。

そうした中で毎年もう六日町当時から3,000万円をずっと大事にとっておく部分に関しま

して、先ほどあったように、指定管理者としてなかなか事業ができないという、また、自然災害の中で、難しい中で苦慮しているというのはわかるわけですが、そういう面で、私は社会貢献という部分に関しまして、公社として検討はされているのかどうか。そういう部分は私の認識が違っていたら、またお聞かせいただきたいと思いますが、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 平成25年4月から一般財団法人に移行いたしました。当時、公益法人制度改革関連三法というのが施行されて、その関係で一般財団法人になったわけでございます。その際に選択肢としては、既存の財団法人を解散して一旦財産を清算するか、あるいは一般財団法人へ移行するかという2つの道があったと記憶してございます。

ただ、一般財団法人に移行する際につきましては、従前の団体が目的としておりました、いわゆる公益目的の事業についてどれだけの財産があるのか。その財産を使ってその財産がなくなるまではその事業をしてくださいということで、県知事の認可を得まして計画をつくっております。許可も得ておまして、毎年その事業の執行状況について報告をしております。毎年正味財産が赤字になっておりますので、少しずつ減少はしておりますが——平成28年度末の残高でございますが、2,478万円ほどの残があるというような決算になってございます。

ただ、この資金につきましては、やはり公益目的の計画に沿って使わなくてはいけないという制約がございまして、制度上は平成93年3月までというような計画になってございます。今、議員がおっしゃるような方法がとれるのかどうなのか、なかなか難しい部分はあると思いますが、再度確認はいたしたいと考えてございます。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 今お聞きしまして、平成93年まで。確かに長期的な部分でいいかと思えますけれども、現実の部分で、今、しゃくなげ公社さんがこういう大変な状況になっているわけでございますので、ぜひ、一步前にどうしたらできるのだろうかという検討を、やはりやっていただきたいというふうに思う次第であります。なければそれで結構です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 資産の中、商品あるいは貯蔵品としてあるわけですが、多分、コシヒカリ和紙が大半を占めていると思っております。何年前に私も前市長にかなり強く言ったのですが、見切り千両——こうしてとっておいても本当にだめになるばかりですから、例えばふるさと納税の返礼品の包装用紙に使うとか、いろいろな形でPRしながらの紹介の仕方はあると思うのですが、それについていかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ほどご質問のコシヒカリ紙につきましては、資産といたしまして原紙で39万1,000円ほど。それから、その後、製品になった分につきまして197万円ほど、合わせて237万円ほどの在庫となっております。

数字を見ますと、製品につきましてはその観光センターに置いてありますので、数は少
うございますが、若干売れているというような状況もございます。これをどう有効活用す
るかというご質問だと思いますが、また、公社と相談いたしまして、いい有効活用の方法が
あるかどうか検討させていただければと思います。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 関連でご説明しますが、総合支援学校でその紙を使うことがありましたも
ので、譲っていただいて、子供たちの教育活動に一部使わせていただいております。以上で
す。総合支援学校の活動に使っております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の教育長の話は、私はいいことだと思っています。一般にそれはちょこ
ちょことは売れるかもしれませんが、やはり行政のほうでこういうのはかなり有効的に活用
して、公社のキャッシュ・フローのほうにもやはり貢献していくことが私は大事だと思っ
ていますので、また、ご検討のほうをよろしくお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で、一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出につい
ての報告を終わります。

○議 長 ここで先ほど議席番号 17 番・中沢俊一君に対し行った答弁について、総務
部長から訂正の発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 先ほど中沢議員からの質問で、繰越準備金 1 億 4,700 万円ほどの帰属という
件で、少し勘違いがありまして、このうち 60 万円は湯沢町ということでございます。それか
ら 3,440 万円ほどは、旧 4 町時代の事務費の残の積み上げということで、まだ湯沢町との配
分の協議が済んでいないということでございました。大変申しわけありませんでした。

○議 長 日程第 15、第 46 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）
を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 46 号議案 平成 29 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）
につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては、当初予算編成後に国
県補助事業等の内示額が確定したこと、及び当初予算の過不足によりまして、調整の必要が
生じた項目について補正を行うものであります。

主な内容といたしましては、歳出では農業振興対策補助事業費において、農事組合法人の
みその加工施設増改築事業への補助金 560 万円など、県単補助事業費の新規採択見込みから
4 事業、1,440 万円を追加いたしました。

土木費では、社会資本整備総合交付金の内示額に合わせ、道路橋りょう維持補修費で 3,980

万円を減額、消融雪施設維持管理事業費で 2,740 万円を減額、消融雪施設新設改良事業費で 400 万円を減額し、道路新設改良事業費で 3,150 万円を増額いたしました。

個人住宅リフォーム事業費では、当初予算でご説明しましたとおり、社会資本整備総合交付金の特定財源が見込めなくなったことから、今年度は 2,000 万円の予算額としていたしましたが、5 月末の受付期間終了までに 506 件、4,017 万円の申請がありました。結果として当初予算を大きく上回ることとなりましたが、市内経済への波及効果に鑑みて、対象者全員に交付決定を行えるよう、1,500 万円増額いたしました。補正後もなお不足する約 500 万円分につきましては、速やかに予算措置を講ずる予定としています。

小学校大規模改造事業費では、大巻地区統合小学校となる現在の大巻中学校の大規模改修の設計業務委託として、1,820 万円を計上しました。

歳入では、社会資本整備総合交付金の内示により 6,610 万円を減額し、農業費県補助金を 1,440 万円増額いたしました。また、社会資本整備総合交付金の内示による財源組み替え及び小学校大規模改造事業の財源として、市債を 2,750 万円追加いたしました。

なお、これらによる歳入歳出の差額調整で前年度純繰越金に 4,499 万円を計上しました。以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 2,652 万 3,000 円を追加し、総額を 309 億 6,952 万 3,000 円としたいものであります。

継続費につきましては、樋渡東西線 J R 委託事業において、現在の土質に応じた工法に変更することなどにより、総額及び最終年度の年割額の変更を補正するものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第 46 号議案につきましてご説明申し上げます。議案 1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算の補正は、2,652 万 3,000 円の追加であります。第 2 条では、継続費の補正、そして第 3 条は地方債の補正であります。

最初に、歳入・歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。12、13 ページ、2 の歳入からお願いいたします。

最初の表、13 款 2 項国庫補助金 1 目総務費の説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、地方公共団体情報セキュリティ強靱化対策に対する補助金 72 万円であります。2 行目、個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカード発行における、J-L I S への事務委任交付金に対する補助金の増額であります。

2 段目、2 目民生費の説明欄、福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業国庫補助金は、名称のとおりで、福祉・介護職員の処遇改善加算の拡充に伴うシステム改修に対する補助金 18 万円で、10 分の 10 の補助であります。

3 段目、4 目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費に係る交付金の内示により、社会資本整備総合交付金 6,610 万円の減額であります。

2 番目の表、14 款 2 項 2 目民生費県補助金の、高齢者・障がい者向け安心住まいる事業県

補助金 37 万円は、高齢者・障がい者住宅補助金の申請が好調のため、歳出予算増額に伴う 2 分の 1 分であります。

2 段目、4 目農林水産業費県補助金は、説明欄の 4 件の事業が新規採択見込みによる、1,440 万円の計上であります。

3 番目の表、3 項 5 目教育費委託金の、道徳教育総合支援事業県委託金は、道徳の教科化に向けて大和地域で実施いたします、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業にかかる委託金 41 万円であります。

一番下の表、16 款寄附金 1 項 1 目一般寄附金は、説明欄記載の皆様から合計 320 万円をご寄附いただいたものであります。

14、15 ページ、18 款繰越金は、今回の補正予算における財源の不足分として、前年度純繰越金 4,499 万円を増額するものであります。

最後の表、20 款市債 1 項 1 目合併特例債は、道路橋りょう費関係の交付金が減額となったことに伴い財源を調整するもので、まちづくり建設事業債 1,390 万円の増額であります。

2 段目、9 目になります。教育債の学校教育施設等整備事業債は、大巻地区統合小学校の実施設業務委託料への充当で、1,360 万円の新規計上であります。

以上が、歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして、16、17 ページ、3 の歳出であります。最初の表、2 款 1 項総務管理費の 1 段目、1 目一般管理費は、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、樋渡東西線の事務費分の調整により財源を更正するものであります。

2 段目、3 目電算対策事業費は、説明欄最初の丸、電算情報管理一般経費は、新潟県セキュリティクラウド接続に伴い、各拠点にデータの送受信ができるインターネット環境を追加・整備をするもので、ネットワーク変更業務委託料 89 万円の計上であります。2 番目の丸、総合行政システム事業費の、総合行政システム保守業務委託料は、総務省の補助事業として、マイナンバー利用開始に伴う、既存基幹系システムの整備及びテストを行うための経費であります。3 番目の丸、内部情報システム事業費のシステム改修業務委託料は、新潟県セキュリティクラウド接続に伴い、グループウェアの機能の一部を改修するもので、情報サービス使用料は、6 月から行政検索システムがネットワーク分離に対応可能となったことにより、昨年度の利用実績から 20 ライセンス分計上するもので、合計 128 万円の増額であります。

3 段目、7 目企画費の最初の丸、企画一般経費は、雪国に暮らす人々の交流を通じて雪国の未来を考える、「雪の市民会議」の平成 30 年度南魚沼市での開催に向け、今年度開催地の美唄市視察のための職員旅費 25 万の増額であります。次の丸、交流事業費は、南魚沼市・セルデン町姉妹都市締結 35 周年、訪日団歓迎会に対する新潟県日奥協会への国際交流事業補助金 20 万円であります。

2 番目の表、2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード交付事業費は、交付事務を委任している J-L I S への上限見込額が示されたことによる、J-L I S 事務委任交付金 83 万円の増額であります。

一番下の表、3款民生費1項2目心身障がい福祉費の説明欄、心身障がい福祉一般経費は、国の補助により福祉・介護職員処遇改善加算事務を処理するためのシステム改修事業委託料18万円の計上であります。

2段目、3目老人福祉費の高齢者生活支援事業費は、高齢者・障がい者住宅補助金において4月末で3件の申請があり、予算額となったことにより75万円を増額するものであります。

18、19ページ、3款2項1目子育て支援費の説明欄、子育て支援総務費は、マイナンバー制度を活用した政策として、政府が中心となって運営するオンラインサービス、マイナポータルがこの秋に本格運用が開始されることに伴い、その目玉の1つである、子育て支援ワンストップサービスにおいて、利用者がマイナポータルで申請した内容を、事業者を仲介して市が受け取るためのサービスで、国庫補助によるマイナポータル対応サービス使用料72万円の計上であります。

2番目の表、4款衛生費1項4目医療等対策費では、説明欄の病院事業対策費（特別会計繰出金）は、看護師等就学資金において、新規応募者を3人で予定していたところ8人の応募があったことによる追加分300万円と、老朽化した訪問看護用車両の更新費用の繰り出し基準分42万円の合計で、病院事業会計補助金342万円の増額であります。

3番目の表、6款農林水産業費1項2目農業振興費、説明欄最初の丸、農業振興対策補助事業費は、記載の4件の補助事業が新規採択となる予定で、最初の加工・直売促進事業補助金は、中之島地区でのみその大豆加工施設の増改築で560万円、2番目、園芸生産促進事業補助金は、塩沢地区でのネギ収穫機の導入で188万円、3番目、多様な米づくり推進総合支援事業補助金は、中之島地区で6条刈りコンバインの導入583万円、4番目の農地所有適格法人育成促進事業補助金は、五十沢地区での色彩選別機の導入で、108万円の計上であります。

2番目の丸、農業体験実習館事業費は、山口にあるレイホー八海の、腐食した灯油タンク及び防油堤の交換修繕と、体育館のバスケットコートライン改修のための修繕料、57万円の計上であります。

2段目、3目畜産業費の説明欄、畜産振興費の修繕料は、有機センターオープン式攪拌機キャビネットの交換工事と、雪害による、保険対応となります、脱臭棟屋根破損部修繕工事、合わせて174万円の計上であります。

20、21ページ、8款土木費2項道路橋りょう費は、社会資本整備総合交付金の道路関係の補助率が下がり、維持補修及び消融雪関係の事業費への配分も大きく減となったことにより、交付金の内示に合わせ事業費を減額するとともに、比較的配分が多かった新設改良事業への組み替えを行うものであります。

2目道路橋りょう維持管理費では、説明欄、道路橋りょう維持補修事業費を3,980万円の減額であります。2段目、3目道路橋りょう除雪事業費では、説明欄、消融雪施設維持管理事業費と次の丸、消融雪施設新設改良事業費合わせて3,140万円を減額し、3段目の4目道路橋りょう新設改良費の、道路新設改良事業費を3,150万円増額し、組み替えを行うもので

あります。

2番目の表、3項1目河川総務費の河川管理費は、城之入川転倒堰の施設改修事業計画案作成のための調査委託料、87万円の計上であります。

一番下の表、5項住宅費1目住環境整備事業費、説明欄、個人住宅リフォーム事業費は、提案理由で申し上げましたとおり、1,500万円の増額であります。

22、23ページ、10款教育費1項1目教育委員会費の説明欄、教育総合支援事業費は、県の委託金を受けて、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を実施するもので、平成30年度からの道徳の教科化に向けて授業を行うための研修や、道徳の講演会などを実施するもので、41万円の計上であります。

2番目の表、2項1目小学校教育運営費の小学校管理一般経費は、五日町小学校と大巻小学校の統合協議会及び部会の開催経費の計上であります。2段目、2目小学校整備費の小学校大規模改造事業費は、現大巻中学校を五日町・大巻小の統合小学校に改修するための実施設計業務委託料、1,820万円の新規計上であります。

3番目の表、3項1目中学校教育運営費の中学校管理一般経費は、統合中学校として増築した校舎のリフト保守点検業務委託料と施設警備管理委託料であります。エレベーターにつきましては、新設の場合は無料サービス期間が4か月あり、また、積極的な利用は想定しておりませんでした。給食の運搬に必要となり8月分からを計上し、施設警備については、当初、改修する既存校舎との入れかえで考えていたところ、既存校舎の警備センサーはそのまま必要ということになり、合計56万円の計上であります。

一番下の表、6項3目図書館費、説明欄の図書館管理運営費は、図書館のあるショッピングセンター・ララの、共用部分の空調機器の不具合による入れかえ工事に係る施設改修工事費負担金344万円の計上であります。

24、25ページ、10款7項2目体育施設費、説明欄の体育施設一般管理費は、南魚沼市トレーニングセンターへの案内看板を、国道17号線上下双方からの2枚設置のための、看板製作等委託料11万円の計上であります。

2番目の丸、体育施設管理委託事業費は、同じく4月1日にリニューアル・オープンした南魚沼市トレーニングセンターにおいて、当初想定した利用者を大幅に超え、窓口業務において当初想定した予算では対応できないことによる、各種業務委託料81万円の増額であります。

以上が、歳出の補正内容であります。なお、新年度、4月1日以降の予備費の充用はありません。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、継続費補正であります。8款2項樋渡東西線JR委託事業において、土どめ工における鋼矢板打ち込み工法を、騒音対策等により、ウォータージェット併用パイプロ打ち込み工法から圧入工法への変更や、路線下のエレメントの設置にあたり、想定外の玉石の出現により施工手間が増えたことによる増額分1億5,919万2,000円を、最終年度に追加し、総額を23億603万円とするものであり

ます。

次の7ページ、第3表、地方債補正は、歳入の市債で説明したとおり、1段目、2段目、合併特例債と地域づくり資金貸付を、道路橋りょう費関係の事業費の減額や組み替えに伴い増額をし、最後の段、学校教育施設等整備事業債を、大巻地区統合小学校関連で追加し、限度額の合計で、2,750万円を増額するものであります。

1ページ、歳入歳出の総額につきましては、提案理由の説明のとおりであります。

以上で、第46号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

なお、発言者はページ数と質問数を指摘してから発言をお願いいたします。

14番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2点ほどお願いしたいのですが、6ページの道路橋梁費樋渡東西線JR委託事業であります、かなり大きな事業の中で玉石等の発生があり、矢板の打ち込みが困難ということでウォータージェット工法に切りかえたということ伺いましたが、こういう大分大きな事業でありますし、事前にボーリング調査等がどのように行われていたのか。大きい玉石が出れば確かに矢板は入らないわけですけれども、あらかじめ近隣住宅等における騒音防止とか振動防止等も、考慮を最初からはされていなかったのか伺います。

2点目であります、ちょっと私が勉強不足なのですが、19ページ、農業振興対策補助金の件で、多様な米づくり推進総合支援事業補助金で583万円ほどが出ておりますが、これは市としてどういう指導というか事業の進め方をされているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 では、まず1点目のご質問でございますが、樋渡東西線の継続費に係る部分での質問でございます。それにつきましては地質調査におきましては、線路部におきまして1点垂直ボーリング、並びに斜めボーリングを実施してございます。また、東側、西側におきましても、それぞれ1点ずつの垂直ボーリングを実施してございます。

今回の玉石の件でございますが、地質調査をした段階においてはパイ300程度の玉石の出現が確認をされておるところでございましたけれども、今回の線路下におきます上部エレメント、約1メートルの2メートル程度のエレメントを押し込む工法を採用しておるところでございますが、実際出現したのが600から800パイの石が何個も出現をしてくるというような事態が生じました。

たまたまその部分は複線になったときに、どうも盛土等でその部分に盛りこぼされたときに出た石のようでございます、なかなか私どもがボーリングをした部分ではその石が引っかかりなくて、そういう事前の確認ができなかったという部分になるかと思っております。

この辺については、いっぱいボーリングをすればその辺も予見できたかもしれませんが、調査のほうも最低限の調査費用で効果が示せるような、設計作業ができるようにという主眼で設計をしてまいったものでございますから、その部分で地質調査の段階ではそこま

で確認ができなかったという事例ではございます。

また、土どめ工のほうのたて工といいまして、シートパイルを打ち込んでいるわけですが、これにおきましても標準貫入試験というのを実施してございます。標準貫入試験というのは、一定の高さで一定の重さのものを打撃させて、何回でその部分の地質を貫入することができるかという試験値でございますけれども、50以上という部分である程度固いという部分で確認された地質が一部ございます。その部分につきましてもウォータージェット——いわば水圧でもって掘り緩めてバイブロで振動等で重さをかけてやれば貫入することができるだろうと。その方が経済的にも工事費は安く上がります。

そういうことで一般的には採用されている工法でやったほうが事業費の支出も少なくなるものですから、それでいかれるだろうという判断をしたところでございますが、やはりN値50の部分が思ったよりも非常に硬い土質でございまして、近隣住民のほうへ騒音あるいは振動等の発生の問題等が生じました。それで工法等を再度確認する中で、油圧による圧入工法に変更せざるを得ないというような状況になりまして、こういったような工法変更をとるがために、事業費のほうが大幅に増になるといった案件でございます。以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の多様な米づくり推進総合支援事業補助金でございますが、これは県の単独の補助事業の農林水産業総合振興事業という事業の中に種目としてございます、多様な米づくり推進総合支援事業に対応したいいわゆるハード支援の事業でございます。具体的には先ほど総務部長が説明いたしましたが、6条のコンバインを1台、補助率が10分の5ということで、県から市が補助金を受けまして、それを事業される経営体の方に交付するというような仕組みになってございます。以上です。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 24、25ページのトレセンのことですけれども、ここで今、看板の予算が出てきますけれども、6月1日からネーミングライツですか、聞いた話によるとかなり大きなところが来るかもというような話も聞いているのです。この予算は通したとしても、ぜひ、ネーミングライツが決まった以降の看板設置にしてもらいたいというのが思いです。なぜなら、やはりそうした思いがある人が、もし手を挙げたときにもっといい看板ができるかもしれないし、今あそこはわかりづらいというのもわかりますけれども、利用者が今すごく増えてきています。2か月で約4,000人近くも来ているわけですので、それまで立ち看板程度のものやっただいて、そうした上でやったほうが、二度手間ではないのではないかとこの部分と、予算を1回で使うのであれば、そういういい予算を使っていたらいいと思います。

もう1点が、施設の委託ということで80万円計上になってはいますが、非常に混んでいると。看板が設置になればもっと混むかもしれないということもありますけれども、今の施設——きのうもちょっと行ってきましたけれども、めちゃくちゃ混んでいます。もう1個のほうの反面の体育館をどうするか考えるような形になってきているのではないかなという

部分。

あと、トランポリンがかなりプロ仕様なのですが、小学生未満のお子さんでも家族で、予約制になっていますので借りてやっています。子供の遊ぶトランポリンと選手育成のためのトランポリン、目的というものがあって、いい悪いは別にしたとしても、やはりちょっとこうなのかなという部分をしっかり検討していかなければいけない部分に、もうこれだけ混んできていますと考えなければいけない部分かなというふうに思っています。

市内、市外の方、市内もいっぱい行っていますし、市外の方もかなり利用されている施設だと思いますので、看板なんかできれば、もっともっと人が来るのではないかと思いますので、早めの対応をしていったほうがいい。行政の仕事としては黒字を生むような施設で、非常に市にとってうれしい施設なのでその辺をどう考えるかということ。

あと、トランポリンの、できればメートルがわかるように横にメートルをふっていただくと、飛んでいる人が目安になるということでメーター設置という、選手っぽい人からの要望をちょっと聞いたことがありますし、トランポリンのミラーですね、鏡というか。トランポリンの横で飛んでいる姿勢を見るための、前の正面にはあるのですが、横の接地面に移動できるような、高さがあるミラーをつけると、非常にプロの選手というのはいいのかなというふうな要望も伺っていますので、以上を含めてその点について質問したいと思えますけれども。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1番目の質問でございますが、議員おっしゃるとおり、私どものほうでは手戻りにならないようにネーミングライツの結果を受けまして、その名前も勘案しまして設置する予定にしております。

2番目の質問でございますが、大変おっしゃるとおりでございますが、私どものほうでもいろいろな活用に向けて、今、議員がおっしゃったようなアイデアがありますので、先進地等の視察をさせていただきまして検討させていただければと思います。

あと、補足については生涯スポーツ課長のほうで補足させます。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 体育館の半面利用についてというようなお話がございましたけれども、確かに今までの既存の利用者がかなりいるのではないかという中で、体育館の半面機能を残したわけですが、今現在の利用を見ますと、確かに半面の利用はあまりございません。ですので、夜間利用の方が一部いらっしゃるのですが、その方々のご理解が得られるのであれば、さらにトランポリンなりの機能を充実していくという考え方も、1つの考え方になるかと思えます。そこの部分につきましては、今後検討させていただければと思います。

メーター板の設置ですとか、ミラーの設置ですが、トランポリン自体がちょっと壁から離れている施設になりますので、現実的には設置すると言った場合に、もう離れた位置で確認できるかという部分があるのですが、その辺も含めまして検討させていただき

ればと思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 私のほうが後で答えるのは本当はよくないのですけれども、ちょっと追加させてもらいます。核心のところをちょっと答えていないような気がしましたが、看板については、当初やはりきちんとした大きなものという声もあったのですけれども、ネーミングライツについて今募集中でありますので、かなり期待を寄せているところもあります。これらについては、きちんとしたものができ上がるというのにかぶってしまっただけのもったいないものでありますので、先ほど説明があったとおり、簡単な軽微な案内看板。今はわからないものですから、それについてやらせてもらうということです。

そして、トランポリン施設は確かに利用が多くて、実は事故がやはりありました。高校生です。軽いと言っては悪いのですが、そう重篤でないけがだったのでよかったのですけれども、どういう状況で事故が起きてしまったかということを確認するカメラの設置もやりました。私としては議場でもたび重ねて話をしている、私どものスポーツ振興の一番のパートナーさんとして日体大さんと協定させていただいたわけで、トランポリンを専門にやっている皆さんがいるわけでありまして。この方々に例えば月に一度おいでいただくとか、それが何回になるかはちょっとわかりませんが、きちんとしたトランポリンの利用の方法を、やはり利用者の皆さんに講習会とかそういう形もとっていきなという考えは伝えてありますし、まさしくそういうことをやると思います。

そして、夏休みが特に増えてくると思いますので、これについての対策を今、担当課では十分検討させてもらうということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 前向きな考え方をありがとうございます。トランポリンもそうですけれども、ボルダリングも東京オリンピックには種目になっていますので、ぜひ、今4メートルという高さでやっていますけれども、もうちょい大きいのができるのかできないのか。今の向こうの体育館の使用をどうするかという検討もしている中だと思ひますけれども、非常に勝負のところだと思ひます。前進あるのみだと思ひますので、もう一度、市長から前向きな答弁があればお願ひしたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 ボルダリングの話も出ていまして、先般、東京の、一番ボルダリングをすぐやっている施設、ビルそのもの全部がボルダリングの会場になっている。何階か建てになっているのですけれども、そこを視察させてもらいました。例えばそういうところとのいろいろな意味の姉妹提携といいますか——施設をですね、そういったこともいいのかなとか。

ただ、多分ボルダリングは高さが決まっています。（「4メートル超えると」と叫ぶ者あり）4メートル超えるとボルダリングの、例えばそういう……（何事か叫ぶ者あり）そう、それが必要になるのですね。なので、そうすると施設の内容がちょっとまたなってきますが、確かに議員おっしゃるとおり、攻めの姿勢を持ったという中では、大変うれしい今の利用の状

況があるので、十分考えていければおもしろいなと思います。

外にもそういうものが——あしたいらっしゃるオーストリアのセルデンは、もう街の中至るところに、多分ごらんになったと思いますが、壁とかでそういうことを、ザイロをつけた形で外でやっていたりというのを見たと思いますが、そういうことを目指せばまたおもしろいなという思いはしています。またこれからでありますので、十分検討を加えていきたいと思っています。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点お願いいたします。19ページです。子育て支援総務費のマイナポータルのところですか。なかなかこう聞きなれない名前です。これはマイナンバーを使ってパソコンや端末で自分の情報がどう使われているか、もしくは自分が必要な情報を手に入れるというようなことで、使い方によっては便利なんだよというところぐらいは情報として入っているのですけれども。

ここにある子育て支援総務費の中でマイナポータル対応サービス使用料ということですので、今、説明のありました、子育てワンストップ事業と申しますか、それにかかるだけの使用料。もし、マイナポータルというのがどんどん広がってくれば、どんどんまた使用料というのが増えていく性格なものかということも1点お聞きしたいと思っています。

これは先ほど言いましたように、大変使い勝手によっては非常にいいと思うのですが、セキュリティとかそういう面も含めて、各自治体の対応、機器のですね、そういう対応にまた自治体の予算と申しますか、財源負担があるのかということも2点ちょっとお聞きしたいと思っています。今のところですか。

もう1点ですけれども、23ページです。これは聞いてみるだけですが、教育支援事業費というところで、小学校は平成30年から、中学校は平成31年から始まる特別の教科化に向けての準備だそうであります。そんな中でこの予算41万円ぐらいの少ない予算ですが、講演会というようなことが、多分説明の中にあつたと思うのですが、これにつきましては、教師向けのそういうお話なのか。それとも新たに教科化が進む中での一般向けと申しますか、市民向けとか保護者向けとか、そういうような事業なのかということをお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 マイナポータル関係ですが、今回こちらのほうに予算計上したのは、オンライン申請部分のサービスについてであります。ほかにもいろいろなサービスに発展していくことになるかと思いますが、今回の予算計上の部分は、オンラインによって利用者の方が申請をし、それを私どもが、日本郵政のほうを中間に介するわけですが、そこで認証をして、それによって申請内容を市のほうに郵便で、書留で申請書が送られてくるという内容の部分のシステムを構築するためのものがございます。

こちらにつきましては初期費用としまして、郵政のほうでシステムを整備する部分が51万6,000円ほど、その月額固定費として——今サービスに関しましては、国の状況等を見て

からになりますので、11月からの5か月間を想定しております。その月間の固定費としまして12万円ほど。そして、その申請を郵送で送られてくる部分が利用料として、また別途1件560円ほど利用料として必要になってくるというふうな内容でございます。

こちらにつきましては、マイナポータルサービスは、非常に今後、発展していくものと思っておりますけれども、こういった状況で市が対応していける部分があるかというのは、今後の利用状況等を見ながら検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 結論から言いますと、今年度は教師用の講演会でいきたいと思っています。これは国の補助事業で2か年計画の事業でありまして、2年目については保護者向けに広げることにはできるのかどうか、1年やって検討してみたいというふうに思っています。国が教育指導要領の改定に伴って、道徳が教科化になるということで全国へ補助事業を出したうち、新潟県に補助事業を出して、それを南魚沼市が手を挙げて採択したということでありまして。県内ではうちだけです。南魚沼市としては、学習指導センターに道徳担当の指導主事を配置して、いち早く取り組みたいという考え方があります。結論から言うと、教師用の講演会でございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ありがとうございます。最初の部分だけもうちょっとお聞きしたいのですけれども、マイナポータルというような、なかなか聞いてもシステム的に流れがよくわからないのですけれども。今聞いた部分のお話ですと、この接続というかそういうところのお金だということで、では、ほかにこのマイナポータルの、子育て支援総務費の中にと出ているけれども、子育てワンストップではないほかの広がりになっても、このシステムというのは使っているのだろうか。新しいそういう広がりになれば、どんどん金がかかっていくのだろうかというところをちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 マイナポータルについてですけれども、今回は最初に行うのが子育てワンストップということで始めます。これもマイナンバーを使って、利用者側が個人のポータルサイト、インターネット上のサイトから各種の手続きを行って、それを一括で処理をするということになるわけですが、これが今後どういうふうにつながっていくか、広がっていくかというのがちょっとまだ見えてきません。

ただ、それで今回の部分というのが、当初システムで一括で取り込んで処理をしようかと思っただけですけれども、余りにもまだ中身が見えてこないということと、利用者が限られた人に、ごく少量になるだろうということで今回はシステム化を見送っております。それで、今回は郵政に出したデータをこちらのほうに郵送で送ってもらうという格好になります。これが今度システムで連携をしていくという話になってくると、その経費はこれからまた別にかかってくると思います。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 6番議員の質疑に重なりますが、23ページの最上段、道徳教育のことではありますが、ある意味ずっとこういう分野については空白期とは言いませんが、かなり手をそう入れてこなかった時期がありました。結果、私どもの子供世代ですか、どうしてもマナーであるとか、あるいは生き方そのものに対してのなかなか支援が備わらなかったというようなことが言われてきました。

教育長のさっきの答弁に対して聞くわけですが、親世代への対応、これがこういう裁量権としてどの程度これから認められるのか、それからまたこれから市としては、その辺についても親世代に対してもどういう形でアプローチしているか。その辺のお考えありましたら答弁願います。

○議 長 教育長。

○教育長 結論から言いますと、当然親世代まで広げていく活動をしていきたいというふうに思っています。ただ、新潟県はみんなの道徳ということで、既に何年か前から教材というかはあります。それを今回国の方針に従いながら教科化に従って、今、来年度から使う道徳の教材、8社からどの教科書を選ぶかということに今、作業に入っております。やはりその中でも今あるいじめだとかの問題になると、学校だけの問題ではありませんもので、保護者を巻き込みながらいきたいというふうに思っています。

再度の説明であります、2年継続で国の満額補助でありますから、2年目、1年目の検討の中で、どう保護者に広げるかというのを検討しながら進んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点についてお伺いします。まず、17ページ、総務費。マイナンバーについて伺いますが、マイナンバーについては今、非常にセキュリティの問題がということで、以前にもお話ししているのですけれども、そういった情報が漏れるとかそういった事故例があるのかお聞きします。

それからもう一つが、普及率ですね。非常に普及率が低いという、カードを持つことによっているいろいろなサービスがという話が今ほども出ていますけれども、カードの普及率はどの程度であるかひとつお聞きします。

もう1点が、歳入でいけば13ページ、今ほどに絡みますけれども、歳出でいくと23ページの道徳の問題についてであります。県下第一に手を挙げてと。この道徳というものが、非常に道徳教育というのが今、前面に出てきているようではございますけれども、こういうのは簡単に押しつけられる問題ではないというふうに私は思うのです。まして、今いろいろな面で戦前回帰とか、あるいは教育勅語がどうだとかというのが取り沙汰されている中で、どういった目安を持って教育に取り入れようと、我が教育委員会はやろうとしているのか。その辺はどういう防ぐ基準を持っているのかどうか、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 マイナンバーの関係のセキュリティ面で情報流出等はあるかというご質

問ですが、私ども今のほうで知り得る中では、マイナンバーカード等の盗難等によってそれをコピーしたとか、そういう事例は承知しておりますけれども、システム上から漏れたということは承知しておりません。以上です。

○議 長 普及率。

市民課長。

○市民課長 マイナンバーカードの普及率についてお答えいたします。申請件数と交付件数とありますが、申請件数については南魚沼市では10.5%程度であります。県内ではもう少し低い。次、交付率のほうですが、南魚沼市では最新の5月31日現在ですが、9.53%であります。こちらは交付率であります。全国的には2月末現在のデータが、持っているのが最新のものですが、交付率は全国では8.4%、新潟県ではそのとき6.3%。2月末現在、南魚沼市は8.6%でありました。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 今回の質問のように、押しつけという言葉が出たのですけれども、教育委員会としては道徳を押しつけということは考えておりません。今、総合支援学校を含め、共生社会という思いやりを持った子供たち、思いやりを持った社会をつくっていきたいという、その1つの道徳という教科化に伴って早めに取り組んでいきたいということでもあります。

そして、教育勅語、まさにいろいろ話題を持ってありますが、皆さんも国会等で聞いていたときにかなり微妙な発言を大臣等がしております。教育勅語というのは、一旦否定されながらまたいろいろの観点で、親孝行の部分について何が悪いというような話がありますが、非常に微妙な部分ですから、国の動き、県の動きを検討しながらですが、私、教育長としては道徳の授業で教育勅語を活用してということは考えておりません。国については、歴史という中で教師が教育勅語を使うということについては、国や県が使ってだめだとかということではないという方針ですもので、私も過去を振り返った歴史の中で、その教師がどういふふうにするのかというのは見守ってまいりたいと思っています。

この春、20市の教育長会議がありました。そのとき私は手を挙げさせてもらって、県の教育長に、この教育勅語の微妙な部分などところがあるのですが、県としてはその方向づけだとか市にアドバイスはありますかという話をしたら、県もちょっと微妙なところだから今検討中であるということが、4月にあったのですが今、6月であります。県のほうからまだ方針は出ておりません。南魚沼市の教育長としては、教育勅語イコール道徳の中で活用ということは考えておりません。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 マイナンバーについては、利用する人とかはともかくとしてですが、これがカードを持たなければ生活できないようなということには、私はかなり時間がかかるのではないかなど。以前の住基ネットでもそうだと思うのですけれども、なかなか思惑どおりにはいかないというのが。ということは非常に複雑ということで、そしてパソコン等非常にそういうことを経なければ、享受できないというところがあるかと思うのです。ですから、

非常にこの機能させるためにどういう方法、宣伝をしようとしているのかなんていうのを感じるのですが、いかがでしょうか。

もう1点、道徳についてであります。言わんとしているところを捉えて、今、伺ったわけでありませけれども、やはり国が率先して100%補助金でというあたりは、私は眉唾の部分少し持ってやらないと難しいのではないかと。いろいろの問題が起きては困るなというふうに思いますので、先進、県、1市ということでもありますので、これによっては非常にいろいろな例が出てくるかというふうに思っています。しっかりと見極めていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーカードの今後の普及に対してどんな宣伝があるのか、PRができるのかというご質問かと思っておりますけれども、我々も今現在何か画期的なものというのは想定できないと思っております。ただ、マイナポータルが始まってきて、今現在では利用者側にとってはあまり大きなメリットが感じられない、コンビニ交付ですとか、本人確認の書類になるとかというような利用方法しかないわけです。けれども、今度は何か具体的なメリットが、マイナポータルによって見えてくるようになるのではないかなという期待を我々は持っておりますけれども、具体的にこれこれということは今ここで申し上げられるだけの材料がございません。

今後いろいろのサービス、こういうサービス、子育てのほうもそうですけれども、いろいろな面でマイナンバーカードを使ったサービスが始まってくるだろうというふうに思っておりますし、それに伴って利用者数も増えてくる。カードの申請件数も増えてくるのではないかというふうには考えております。以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 「眉唾」という言葉が出たのですけれども、我々は文科省とともに子供の教育を考えながら、道徳が眉唾だというふうには1つも思っておりません。今、いじめのいろいろの問題があった中で、まさに重要である教科化だというふうに判断しております。

新潟県はもう既に何年か前から教科化に先立って、「私たちの道徳」という特本というか、別冊書を持ちながら、総合学習等で使っておるという下地もあります。それから1点、言いわけではありませんが、先端で取り組むこと自体を何か心配しているようでありますが、私はやはりこのことについては、よそが手を挙げずに、せつかくの補助金があるわけですから、大事な事業であると思ひまして、恥ずかしいことなく手を挙げさせていただいてこの予算を獲得したという、教育長としては胸を張って事業化した、県から補助金をいただいたというふうに思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4点ほどお伺いしたいです。まず13ページ、一般寄附316万円に関連してありますけれども、八幡保育園の仮園舎の賃借料を全額ご寄附いただいたということでもあります。当初こういう話はなかったわけでありませるので、こういう非常にありがたい話です

けれども、条件などは多分なかったと思いますが、こういうような寄附をなされた、そのいきさつをちょっとお聞きしたいなど。

それから、17 ページの交流事業、あしたフォーラムが行われます。この歓迎会については、3 月予算で 200 万円を積んだわけでありましてけれども、今回 20 万円という金額が増額ということであります。内容的に何がどう不足をしてきているのかというところをお聞きしたい。

それから、23 ページ、小学校整備費 1,820 万円、大巻中学を小学校に改造ということでありましたけれども、一般的にはサイズを相当ダウン化していく。相当小型のものを入れていくという中で 1,820 万円の設計費でありますけれども、今後、相当の改修費等も予想されるわけでありまして。そこら辺を相当見込んだ中で説明会にも入っていると思っておりますけれども、数字的にこれぐらいかかるのではないかというのがあったら教えていただきたい。

それから、25 ページのトレーニングセンターでありますけれども、これを開設するときに何度も申し上げました。私も何遍か言っていますけれども、やはりトレーナーであったりコーチ、それからジュニアのほうのプログラム、そして県営という部分、このことをずっと言ってきたわけでありましてけれども、この部分については今現在、どのようになっているのかお聞きをしたい。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 2 番目の質問にお答えをいたします。まず、オーストリアのセルデン町から訪日団 8 名がもう市内に入っております。当初予算に盛り込ませていただきました 200 万円の補助でございますが、これは必ず開催されます、続日本山岳リゾート活性化国際フォーラムこれにかかる費用のみのことでございます。これにつきましては、全額が自治総合センターコミュニティ助成事業交付金というもので補填をされることになりまして、言い方は悪いですが、トンネル補助みたいなものでございます。

今回補正をお願いしました 20 万円につきましては、今夜開催されます歓迎の夕食会これを、新潟県日欧協会が開催するというので、当初予算の段階では、先方の人数あるいはこちらでどういった行事、もてなしができるのか、そういったことがまだ全く未定であったために、具体化した今回をお願いをしているというものでございます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 番目の件でございます。こちらの寄附につきましては、1 年間園舎としてお借りしました借用料相当額を寄附していただいたもので、こちらの方からは社会貢献、地域貢献をしていきたいので、そういった形での寄附を申し出ていただいたものでございます。用途等についての条件等は一切ついていない内容の一般寄附でございます。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 3 番目の質問についてお答えいたします。議員おっしゃったとおり、今ある校舎が中学校ですので、ダウンサイズ分のいろいろな黒板ですとか、プールですとか、そういうことも想定をしております。既に中学校で判明している不具合等、屋根とかそういう経年劣化での工事、あと他の学校で行っておりますトイレ等の水洗化、そういったことを勘案

いたしまして、私ども設計——現在、大規模改修並みの形での見積もり——積み上げで見積もりをさせていただきました。概略ですと、約1億8,000万円程度を予定しております。以上です。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 最後の質問でありました、トレーナー、コーチ、プログラムについてどのようになっているかということですがけれども、4月1日開設しまして今2か月強たったところでございます。まだ、現段階におきましては、常設でトレーナーの方がいらっしゃる、コーチの方がいらっしゃる、プログラムができているというふうな状況にはございません。

今後の見通しですがけれども、今回の補正予算の中で管理委託費の増額等をお願いしておりますところではございますけれども、年度がかわりました新年度からは、通常の委託ということではなくて、指定管理にもっていきたいなというふうに思っております。指定管理の中で、指定管理者がかなり自由に裁量を持つ部分がございますので、指定管理者制度を導入し、そちらと協議していく中で今後の検討をさせていただければと思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ご寄附いただいた部分ですかね、非常にありがたいと。これについては社会貢献をしたいということでしたので、非常にありがたいですがけれども。これに関連してですと、どうしてもたばこ税という部分が絡んできますので、この辺のお願いも今後できるのかなんていう若干期待もしているわけですがけれども、これはまだ先の話かなと思いますが、もし考えがあればと。

17ページについてはフォーラムのみの予算づけで、今夜予定されている夕食会、8名ということでありましたので、それはわかりました。

23ページの大規模改修は1億8,000万円、設計費1,820万円、1割ぐらいが設計費ということで相当かかるものだなという以上で、高いの安いのなんてまだ言えないということですので、こちらもわかりました。

25ページのトレーナー、コーチについては、指定管理制度の中で今後まあ検討中だということ。プログラムもではそういうことだということですか。指定管理者のほうやるということなのですか。県営については、県とのやりとりは今全然していないと、そういうことですか。

○議 長 教育長。

○教育長 議会があるたびに寺口議員から、ずっとこれは県でやるべき事業であると。モンスターパイプも含めてセットでという話はずっとお聞きしています。県と市との協議の中でそういう話はあったのですがけれども、補助金をいただいて、市の施設でモンスターパイプをつくり、関連のトレーニングセンターもということで、ここまで来ました。それで県と全然協議していないわけではありません。市長が県庁に行くたびに、その辺の県のお金の出し方はどうあるべきかとか、池田教育長も飛んできて現地を見たり、市長、私も含めて池田

教育長それから保健体育課の課長等が協議をしています。

それで、今のところは運営費というよりも、トップアスリートを育てる育成費用という県の考え方の中で、どれだけその費用が出るのかというのが県の考え方ですが、うちの市長のほうは、それを超えて何らかの県が費用負担をするべきではないかという話は、途切れているわけではなくて引き続いています。この後、市長からも説明があると思うのですが、市長のほうはかなり全国からモンスターパイプを使って越境というか、こっちへ家族で移ってまでもトップアスリートになりたいという動きもありますので、その辺のことも含めて、市と県とは協議は引き続き続けております。以上です。この後、市長が。

○議 長 市長。

○市 長 まず1点、寄附のほうの話をさせてもらいたいと思います。寄附された方は、もう皆さんご存じのとおり、県内で大変大きなアミューズメント会社を経営されているその会長さんであります。私も2回ほどお会いしまして、大変ありがたいお話なので、寄附を受けさせてもらいました。全額こちらの市のほうにということでありました。ご自分が子供たちをここ六日町で育てたということから、ぜひ、将来は六日町——今は南魚沼市ですけども、ここで何かあったときにはこういうことを考えていましたということでした。

そして、たばこ税のことにさっき触れられました。細かい経過は私も知っていますが、ここではちょっと言いません。言いませんが、たばこ税についてもできれば当市でという話は会長のほうにも申し上げ、また社長さんが息子さんですけども、こちらの方、そして専務さんもいらっしゃる席でこの話もさせていただきましたけれども、これにつきましては、こちらの要望を伝えたということで、返事をいただいているわけでは全くございません。

それから、スポーツ施設の件ですけども、まず、議員、ここは一般質問ではないので、あまりこうやりとりはできないと思いますが、県営の施設で、県に県にという話をよくされますが、私の心情を申し上げますと、県の運営など無理です。そういうものではありません。現地の本当にものをよく知っていて、そしてそこにいる情熱があって、県の職員にそういう人はおりません。誰かに委託——大変失礼な言い方ですけども、これを担当できるという人はいません。そういうことをわかっておりますので、再三、議員からそういう発言があっても、それに首を縦に振ることはできませんでした。

そして、県知事にも、これはもう3回ほど私からも話をさせていただいて、当時、泉田県知事の時代には、先ほど教育長が答弁しましたように、トップアスリートの養成とそういうことにかかわる形で何とかしたお金の出し方をしたいということが、当時教育長だった池田さん、現在、副知事……（何事か叫ぶ者あり）ごめんなさい、池田さんですね。その方々と内々の話はできていたということは聞いていたのですけれども、具体的には正直言って、それが積み上がったまま棚上げになった状況でありました。

ただ、現在の県のいわゆる執行されている知事を含めて、そういう皆さんについては、この問題の課題は十分考えてくださっています。ただ、これからどういうやり方になるかというのは、一緒に本当に話し合っ決めていきたいと思いますので、ぜひご理

解いただきたいと思います。

まだまだ課題が出てまいります、実は。これから一番考えなければいけないのは、まだ向こうから答弁ないですけども、まず子供たちがここに来て住んで、ここに子供たちを預けたいという親が出てまいります。その中では宿舎の問題、そして教育的な学校等の受け入れの問題、その先の高校をではどうするのだ。八海高校は体育課に定員の問題があります。そういったところまで結びつけていくのか。そして県内の大きなスポーツクラブチーム等の参加も含めて、決して南魚沼市がつくったという意識に立っておりませんので、県内そういうところを巻き込みながら、全国に向けた方向をつけていかなければなりません。

この中で一番大きな問題は、これから出てくるのですけれども、ナイター照明です。これがない限り部活になりません。昼間から子供たちに学校の勉強をおろそかにして、これを利用させるというわけにいきませんので、これらについても県知事にも話を伝えて、なるほどそういう課題があるのかということ認識いただいております。これからまさに本当の意味でこの施設に魂を入れていかなければいけませんので、県の皆さんによる運営というのは、私は絶対できないというふうに思っていて、それこそこれについては南魚沼市が果敢に取り組んでいくべき内容だというふうに思いがしております。

体育館につきましても、プログラムということまでなかなかいきませんが、それらも含めて、先ほど話をさせていただいた日体大さんとの関与の仕方とか、当地にはベースボールマガジン社等、さまざまなスポーツ関連でたけている皆さん、そして既存のスポーツ振興公社等もあるわけでありますので、これらの皆さん、体協もあります。それらの皆さんとさまざま考えていく、そういう段階に入っていくのだろうという思いであります。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 モンスターパイプも含めて、市長から懇切丁寧に説明をいただきました。要するにプログラムについても、指定管理者がやるのか、市がやるのかわからない。今後の課題であるという、そういうふうに理解をしていいわけですね。この部分についての答弁ははっきりはなかったのですけれども、そういうことだということですね。3回しかありませんので、これで終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第46号議案 平成29年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開は 3 時 20 分といたします。

〔午後 3 時 05 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 3 時 20 分〕

○議 長 日程第 16、第 47 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 47 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、市民病院事業におきまして看護師等就学資金貸与予定者数を 3 人から 8 人に増やしたことに伴う追加と、訪問看護用車両の更新にかかる費用を追加するものであります。

収益的収入では、2 款市民病院事業収益の一般会計補助金に、就学資金貸与対象者 5 人分の 300 万円を追加し、収益的支出では、2 款市民病院事業費用の研究雑費に同額の 300 万円を追加いたしました。これにより市民病院事業会計の収益的収入及び支出にそれぞれ 300 万円を追加し、市民病院事業収益的収入の総額を 37 億 2,739 万 6,000 円に、収益的支出の総額を 39 億 7,389 万 4,000 円としたいものであります。

資本的収支では、2 款市民病院事業資本的収入の一般会計繰入金に、老朽化により更新する車両購入費として基準繰入額に当たる 42 万円を追加し、2 款市民病院事業資本的支出の車両購入費に 84 万円を追加いたしました。これにより市民病院事業会計の資本的収入の総額を 2 億 5,406 万円に、資本的支出の総額を 4 億 3,071 万 4,000 円としたいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 看護師の就学資金、奨学金でありますけれども、この 6 月時点でということですが、多分、合格するかどうかはわからないという部分で保留していたのかなんて思いますけれども、専門学校それから大学、場合によっては大学院ということも考えられますけれども、居住地並びに学校別といたしますか、こういう方だということをお教えいただきたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 人数のほうにつきましては、実はこれまで就学資金で募集がございましたのが 1 人とか 2 人とか、大体二、三人ということだったので、当初予算ではそういった形で計上させていただいたということがございます。うれしいほうに当初予算の予想が外れまして、大勢から応募があったということになります。

学校のほうでございますけれども、8人中7人が北里大学保健衛生専門学院ということでございます。お一人が、新潟の看護リハビリ新潟保健医療専門学校ということです。内容的には全部が新入学者ということではなくて、8人のうち4名は既に就学中といたしますか、ですから4年間ではありませんで、就職時期もちょうどよく――ばらけてという表現はあれですけれども、バランスがよくとれていまして、もう少し欲しいところはございますけれども、今のうちの採用計画に沿った形で推移をしています。それから8人中、南魚沼市の住所が5人、魚沼市が3人という内訳になっています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第47号議案 平成29年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第48号議案から日程第20、第53号議案の付議事件につきましては、5月26日の議会運営委員会において委員会付託とすることで決定をしております。

運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会は譲るようお願いをいたします。

○議 長 日程第17、第48号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第48号議案 についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、人事院規則の改正に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律いわゆる育児休業法の条文中の、「条例で定める特別の事情」について、明文化を行うものであります。

改正後の人事院規則では、「育児休業の再度の取得ができる特別の事情」に、「保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が、加えられたもので、いわゆる待機児童となった場合の制度の整備として、育児休業を取得したことがあっても、再度取得することができる特別な事情の範囲を拡大するものであります。

それでは、改正内容につきましては、3ページからの新旧対照表でご説明いたします。最初に、第3条では、第6号において、育児休業法第2条第1項、ただし書きの、条例で定め

る特別の事情について、記載のように、育児休業の終了時に予測できなかった、「保育所等における、保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を、追加し、再度の承認の範囲を拡大するものであります。

第4条では、第3条の追加理由と同様な理由により、通常1回に限られる育児休業の期間の再度の延長を可能にするものであります。

4ページ、第10条では、第7号において、第3条及び第4条の追加理由と同様の理由により、通常、1年を経過しないと承認されない、育児短時間勤務の承認を可能にするものであります。

1ページに戻っていただき、附則といたしまして、施行日を公布の日からとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第48号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第18、第49号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第49号議案 についてご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市職員の給与に関する条例第16条の2で定める、医師の宿日直手当について、一部改正を行いたいものであります。

平成27年11月の医療再編により、市立病院が2か所となり、1年半余りを経過した中で、ゆきぐに大和病院につきましても、199床から40床に規模を縮小し、また、役割分担により、回復期及び慢性期の高齢者を中心とした医療を展開することにより、救急外来等の件数も大幅に減少するなど、宿日直医師の負担軽減が図られてきました。

これらの勤務実態を考慮し、病院ごとに医師の宿日直手当の設定を行おうとするものであります。

3ページ、新旧対照表をごらんください。第16条の2、宿日直手当の医師の部分について、通常の勤務日につきましても、ゆきぐに大和病院が2万4,000円、市民病院を3万円とし、半日勤務に引き続いての宿日直については、ゆきぐに大和病院を3万6,000円、市民病院を4万5,000円に改正したいものであります。

戻っていただき1ページ、附則といたしまして、施行期日を、平成29年7月1日からとし

たいものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市民病院ということになると、1つの組織ということで考えますと人事交流等も考えられるわけであります。そういった中で大和病院にいくと安い、市民病院にいくと高いという、この差をつけなければならない理由というのが、私は明確にわからないのですが。特に応援の方に、市民病院と大和という感じで差をつけなければならないような事態なのかどうか。私はより多くの方々から応援いただくということになれば、同じでもいいのかなという気がしたのですけれども、こういうことがどういったところで差をつけなければならないというふうになるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今、総務部長からお話がありましたように、再編後1年半を経過して、この地域では地域で1つの病院ということで明確な役割分担をしながら、今、診療にあたっているところです。そういう意味では話がございましたように、南魚沼市民病院とゆきぐに大和病院では、対象者が違ったり、あと救急病院の指定の関係といたしますか、搬送の関係もございまして、明らかに当直の業務の内容に差があるということで、当然、市民病院の先生も向こうへ行って当直のこともあるわけですが、医師も含めまして、今の実態のまま同じというのがかえっておかしいだろうという議論の中で協議をさせていただいて、今般提出をさせていただいたという経過になっています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第49号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第19、第50号議案 南魚沼市モニターパイプの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第50号議案につきましてご説明申し上げます。モニターパイプの指定管理者につきましては、平成28、29シーズンからの営業を見込み、昨年10月に公募をしたところであります。1者からの応募により、一旦、指定管理者の候補者として選定したところであります。しかし、工事の遅れにより、コースの一部の暫定供用となったことにより、委託契約として、当組合に管理運営業務をお願いしたものであります。

今年度は8月に工事完了の見込みであり、昨年度の選定経過と1シーズンの業務委託による運営実績から、改めて公募は行わず、申請書による審査により候補者を選定したものであります。地方自治法第244条の2第6項により、議会の議決をお願いするものであります。

議案1ページをごらんください。公の施設の名称は、「南魚沼市モンスターパイプ」で、指定管理者に指定する団体は、石打丸山観光協会内に事務所を置く、「南魚沼市モンスターパイプ管理組合」であります。資料の6ページにも、概要がございますが、石打丸山観光協会を中心に、石打丸山索道事業協同組合、株式会社日本リフトサービス、地元スキースクール、そして岐阜県の高鷲スノーパークでスノースーパーパイプを管理するグローバルスノーデザインの協力により、設立されております管理組合であります。

3、指定の期間は、5年間を区切りとし、平成29年9月1日から平成34年3月31日までの、4年7か月間としております。

3ページからは、南魚沼市モンスターパイプ管理組合による、事業計画書であります。

4ページ、1、施設管理の基本方針では、スムーズな管理運営に努めるとともに、大会の誘致、ジュニアの育成支援も積極的に行っていくとしております。

2、施設の概要は、全長160メートル、幅21メートル、斜度18.5度、リップ高6.7メートルであります。

3は、年間の事業計画で、平年並みの降雪想定で、50日の営業予定としております。

5ページには、利用料金と収支計画、6ページは団体の概要であります。

なお、概要欄の最後の行に、「地元ディガー」とありますが、ハーフパイプを成形し管理するチームのメンバーを、ディガーと呼んでいるものであります。

以上で、第50号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第50号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第20、第53号議案 工事請負契約の締結について（塩沢・中統合保育園新築（建築）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第53号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、当初予算で議決をいただきました、塩沢・中統合保育園新築工事につきまして、先月、5月19日に入札を実施し、仮契約を締結したものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条で規定する、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、契約締結の議決をお願いするものであります。

議案1ページをごらんください。1、契約の名称は、子育て第1号 塩沢・中統合保育園

新築（建築）工事であります。2、契約の方法は、制限付き一般競争入札で、3、契約金額は、2億3,544万円であります。4、契約の相手方は、高橋・セルテック・町田特定共同企業体で、代表者及び構成員は、記載のとおりであります。

3ページからは、議案資料になります。6ページまでが、建設工事請負仮契約書の写しであります。仮契約書の締結は、平成29年5月19日で、議会の同意議決により本契約となるものであります。工事期間は、平成30年3月31日まであります。

7ページが、入札調書であります。入札においては、発注標準及び業者選定基準に基づき、特定共同企業体を参加要件とし公告したものであります。記載のとおり、特定共同企業体3者からの入札参加があり、税抜価格2億1,800万円、落札率96.7%で、落札となったものであります。

8ページが、工事概要であります。2の工事場所は、中700番地、現在の中保育園、保育棟のすぐ後ろ側で、園庭の一部に新築するものであります。敷地面積は4,174.96平方メートル、4、構造・規模は、保育園棟が鉄骨造・二階建で、ボイラー棟と移設する倉庫は、鉄骨造・平屋建であります。5、高さ及び6の建築面積は、記載のとおりであります。7、延床面積は、保育園棟が1・2階合計で、1,059.06平方メートル、ボイラー棟、倉庫を含め合計で1,168.13平方メートルであります。定員については150人を予定しております。工事内容につきましては、「保育園棟」、「ボイラー棟」の新築と、「倉庫」の移設工事であり、それぞれ記載の工種となっております。

9ページからが、図面関係になります。最初に、配置図と求積表であります。配置については、記載のように、敷地のほぼ中央に保育園棟を建築し、市道からの出入り側に駐車場を、保育園棟を挟んで反対側を園庭とする配置であります。駐車場につきましては地下水による融雪を予定しております。

10ページが1階平面図で、事務室・調理室などのほか、ゼロ歳児から2歳児までの保育室となっております。

11ページが2階平面図で、遊戯室と3歳児以上の保育室になっております。

12ページはボイラー棟の平面図で、機械室と、冷却塔及びキュービクル置場となります。

追加させていただきました13ページ、14ページは、保育園棟の東西南北、それぞれから見た立面図であります。屋根は消雪パイプ設置による融雪であります。

15ページはボイラー棟の立面図で、冷却塔及びキュービクル置場の、北側と南側は壁はなく、ブレースとなっており、筋交いになります。屋根につきましては同じく消雪パイプによる融雪であります。

16ページは、移設する倉庫の立面図であります。

なお、本議案の建築工事のほか、電気と機械につきましても、同日、入札を実施しております。

電気は、特定共同企業体5者からの応札で、請負額5,832万円で、小島・阿部特定共同企業体と、機械につきましても5者からの応札で、請負額6,372万円で、コーエイ・小野塚管

工特定共同企業体と契約をしております。

以上で、第 53 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。大綱質疑ですので、大綱質疑を踏まえて質疑をお願いいたします。

16 番……（「社厚だよ社厚」と叫ぶ者あり）社厚、そうだ……（「なし、なし」と叫ぶ者あり）質疑を終わることにご異議ございません……

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 点お聞きします。室内冷暖房については、ペレットであるかどうか伺います。それで、ペレットについて私はいつもこだわって申しわけないのですが、かなりの量を使うと思うのですけれども、そういった当初は私はある程度指定という形で仕入れ等があったのかなという気がするのですけれども、今はもう全部事業所任せという形なのか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 大綱質疑ですので、よろしく願いいたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 室内の冷暖房につきましては、ペレットボイラーにより実施いたします。あと給湯につきましても同様の考えでございます。ペレットの供給ですが、今、予定しておりますところでは、年間 40 から 35 トンほどペレットが必要かと考えております。こちらについては、南魚沼市内に工場等はありませんので、今考えられるところは十日町の事業所さん、工場のほうからの仕入れを考えているところでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 53 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

○議 長 次の本会議は 6 月 12 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 3 時 43 分〕